

伊賀市夢のある農業振興計画 (案)

令和8年7月24日時点版

令和8年12月

三重県 伊賀市

目 次

第1章 伊賀市夢のある農業振興計画の策定について	3
1. 計画策定の目的	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間	4
第2章 伊賀市農業・農村の現状と課題	5
1. 農業・農村を取り巻く社会・経済情勢	5
2. 伊賀市農業の特徴	7
3. 農業者の動向	9
4. 農地の動向	12
5. 農業生産の動向	16
6. 農業者等の意向	20
7. 若者世代の意向	27
8. 伊賀市農業・農村の課題整理	32
第3章 伊賀市農業・農村の将来像	35
1. 伊賀市が目指す「夢のある農業」	35
2. 基本理念	37
3. 目指すべき将来像	37
4. 将来像の実現のための基本方針	38
3. 本計画の施策体系	43
第4章 基本施策・個別施策	45
1. 基本方針 「担い手の育成・確保」	45
2. 基本方針 「農業生産基盤の保全」	49
3. 基本方針 「農業生産の振興」	54
4. 基本方針 「加工・流通・販売開拓」	58
5. 基本方針 「食と農の関わりの推進」	60
6. 基本方針 「農村の振興」	64
第5章 計画の推進体制	66
1. 計画の推進体制	66
資料編	67
伊賀市夢のある農業振興計画の策定経過	67
伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会設置要綱	68

伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会 委員名簿.....	70
用語集	71

第1章 伊賀市夢のある農業振興計画の策定について

1. 計画策定の目的

伊賀市は四方を山で囲まれた昼夜の寒暖差が大きい盆地特有の内陸気候であることに加え、古琵琶湖層を形成する地域であったため、栄養分が豊かな土壌に恵まれています。また、淀川の源流域となる清水にも恵まれ、美味しい農産物が生産できる条件が整っています。これらの条件を活かし、従来から伊賀米コシヒカリや伊賀牛をはじめ、アスパラガス、白鳳梨、伊賀の芭蕉ねぎといった「IGAMONO」の認定品となっている多様な産物が地域ブランドとして高く評価されており、高付加価値化が図られています。また、早くから有機農業が盛んな地域であり、これまでの慣行農業を尊重しつつ、さらに有機農業を発展させる仕組みづくりと持続可能な農業の実現のため、令和6年7月27日に名張市と共同で『オーガニックビレッジ宣言』を行いました。

一方、農業者の高齢化や後継不足によりいわゆる「担い手」が年々減少し、20年前の農業者数と比較すると、約40%減少しています。また、農業者の平均年齢も70歳以上が約67%を占めており、耕作放棄地及び鳥獣被害の増加や、集落機能の低下による農業生産活動への影響が懸念されています。さらに近年の農業資材や農業機械の価格高騰、異常気象や災害などに伴う農業被害等、課題が山積しています。

令和6年6月に食料・農業・農村基本法が改正され、「食料の安定供給の確保」、「農業の有する多面的機能の発揮」や「農村の振興」等といった農政の基本理念が示されました。昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等農業を取り巻く情勢が大きく変化しています。

このような状況の中、これまで取り組んできた農業を尊重・継続しつつ、より高付加価値化やブランド力の向上といった「攻め」の農業が必要です。そのためにも、情報発信や販路開拓の取組み、また新規就農者を育成するための人材育成についても取り組む必要があります。「持続可能な魅力ある農業」の実現を目指し、「伊賀市夢のある農業振興計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

出典：

伊賀市夢のある農業振興計画策定方針_P1

「1 農業振興計画策定の趣旨」

2. 計画の位置付け

本計画は、国や三重県が策定した農業分野の計画等と整合を図りつつ、「第3次伊賀市総合計画」における基本施策4-1「農業・林業（人と自然が共生し、農林業を元気にする）」の基本事業「農業」及び「農村整備」や、「伊賀市産業振興条例」における基本理念や基本方針の個別計画として、これら上位計画の農業施策の内容を補完するとともに、既に策定されている「伊賀市農業振興地域整備計画」など伊賀市の農業分野に関する各種計画を包括し、これらの今後の指針を示すものです。

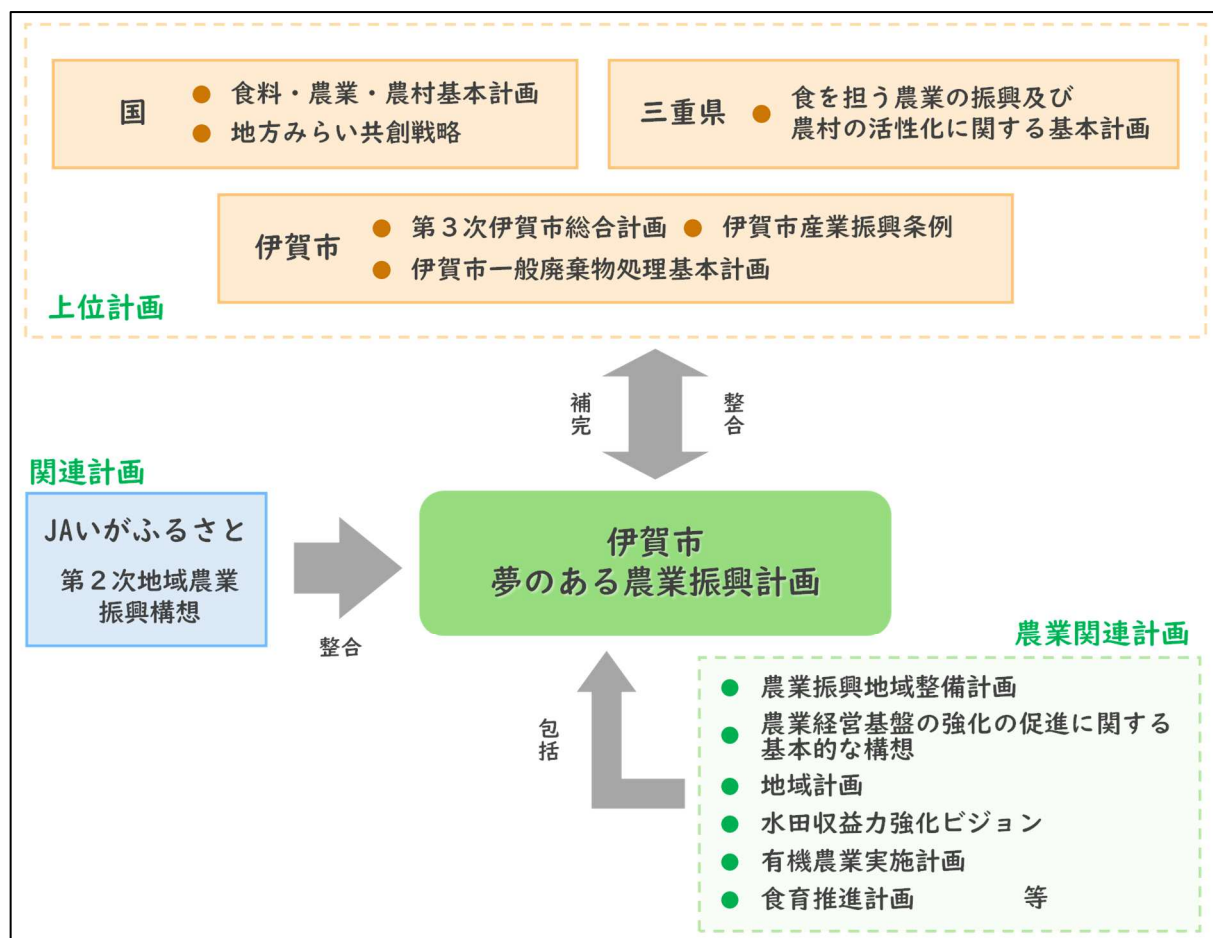


図1-1 伊賀市夢のある農業振興計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9年度を初年度とし、令和18年を目標年とする10年間とします。なお、計画の進捗状況や農業・農村を取り巻く社会・経済情勢の変化などに柔軟に対応するために、概ね5年を目途に計画を見直します。

第2章 伊賀市農業・農村の現状と課題

1. 農業・農村を取り巻く社会・経済情勢

出典：食料・農業・農村基本計画_P1

日本の農村部、特に中山間地域等の条件不利地域では、都市部に先駆けて人口減少と高齢化が著しく進行しており、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、農村の地域社会の維持も懸念されています。

世界情勢をみると、世界人口は増加し、食料需要も増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まりにより、食料生産・供給は不安定化しています。また、世界における日本の相対的な経済的地位の低下等により、必要な食料や生産資材の安定的な輸入に懸念が生じています。

さらに、世界的に持続可能性に対する意識の高まりがみられる中、農業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められています。

これらの情勢を踏まえて策定された、国・三重県の関連計画における動きを、以下に整理します。

出典：三重県基本計画_P14、
みどりの食料システム戦略パンフレット

(1)みどりの食料システム戦略(令和3年5月)

持続可能な食料システムの構築に向け、令和3（2021）年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定され、令和4（2022）年には同戦略の実現を目指す法律として、「環境との調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行されました。

同戦略では、令和32（2050）年までに農林水産業における燃料燃焼によるCO2排出量100%削減、化学農薬使用量の50%低減、化学肥料使用量の30%低減、耕地面積に占める有機農業の割合25%などを目標に掲げ、革新的な技術・生産体系の開発に取り組むものとしています。

出典：三重県基本計画_P15、改正基本法に基づく初の食料・農業・農村基本計画（参考資料）

(2)食料・農業・農村基本計画(令和7年4月)

世界及び我が国の食料をめぐる情勢の変化等を踏まえ、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指して「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正されました。

改正された基本法に即して策定された「食料・農業・農村基本計画」では、「我が国の食料供給」、「輸出の促進」、「国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム」、「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」、「農村の振興」といったテーマごとに基本の方針が示されています。

出典：地方みらい共創戦略（概要）、
地方みらい共創戦略（報道発表資料）

(3)地方みらい共創戦略(令和7年5月)

地方創生に向け、農林水の分野横断的な方策が不可欠であることから、グローバルとローカルをつなぐグローバル成長の視点を踏まえ、都会と地方との連節による「共創」、農林水産に関わりの少なかった企業等との「かけ算（新結合）」による農林水産イノベーションの実現を通じ、我が国の成長に繋げることを目指すべく、本戦略が取りまとめられました。

農林水産業の付加価値向上、輸出の促進、里業（農村地域の資源を活かした取組）の推進、森業（森林の価値を活かした取組）の推進、海業（水産資源の魅力・価値を活かした取組）の振興、農福連携の推進、フードテックの推進という7つの分野に施策を分けて推進するとともに、7つの分野の取組を支える環境として、「共創」事例に関する、モデル地域選定・実証・広域化、貢献企業の表彰等に取り組むものとしています。

(4)三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画(第4次計画) (令和7年12月)

出典：三重県基本計画（概要）_P1～P3

食料自給率の向上につながる農業生産の振興と販路の拡大、力強い農業構造への転換に向けた多様な農業経営の確立、地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村振興、安心して暮らせるための農村づくり、農業生産の振興を支える地産地消の推進、収益力向上と合理的な価格形成の促進といった視点に基づき、「安心・安全な農産物の生産拡大と安定的な供給」、「農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立」、「地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮」、「農業・農村を起点とした新たな価値の創出」といった施策を展開するものとしています。

また、農業生産の振興に向け、「農産物の自給力の強化」、「人口減少下における農業労働力の確保」、「環境と調和した農業の実現」、「家畜防疫対策の強化・徹底」に特に注力して取り組むものとしています。

出典：「第 3 次伊賀市総合計画」P6～P7、「伊賀市農業振興地域整備計画書」P1、伊賀市HP「伊賀市の概況」＞「伊賀市の気候」

2. 伊賀市農業の特徴

(1)自然条件(地勢・気候)

伊賀市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府及び奈良県と接しています。近畿圏と中部圏の2大都市圏の間に位置し、それぞれ約1時間の距離です。市内には名阪国道をはじめ、一般国道25号、163号、165号などの道路網が整備されており、近畿圏と中部圏を結ぶ重要な交通インフラを有している地域です。

地形は、北東部を鈴鹿山系、南西部を大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっています。この限られた平地に、古来より旧街道の宿場町や城下町であった市街地を中心として、農村集落や農地が開けています。

気候は、夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中の気温の差など、寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候となっています。また、三重県内では比較的降水量が少ない地域でもあります。

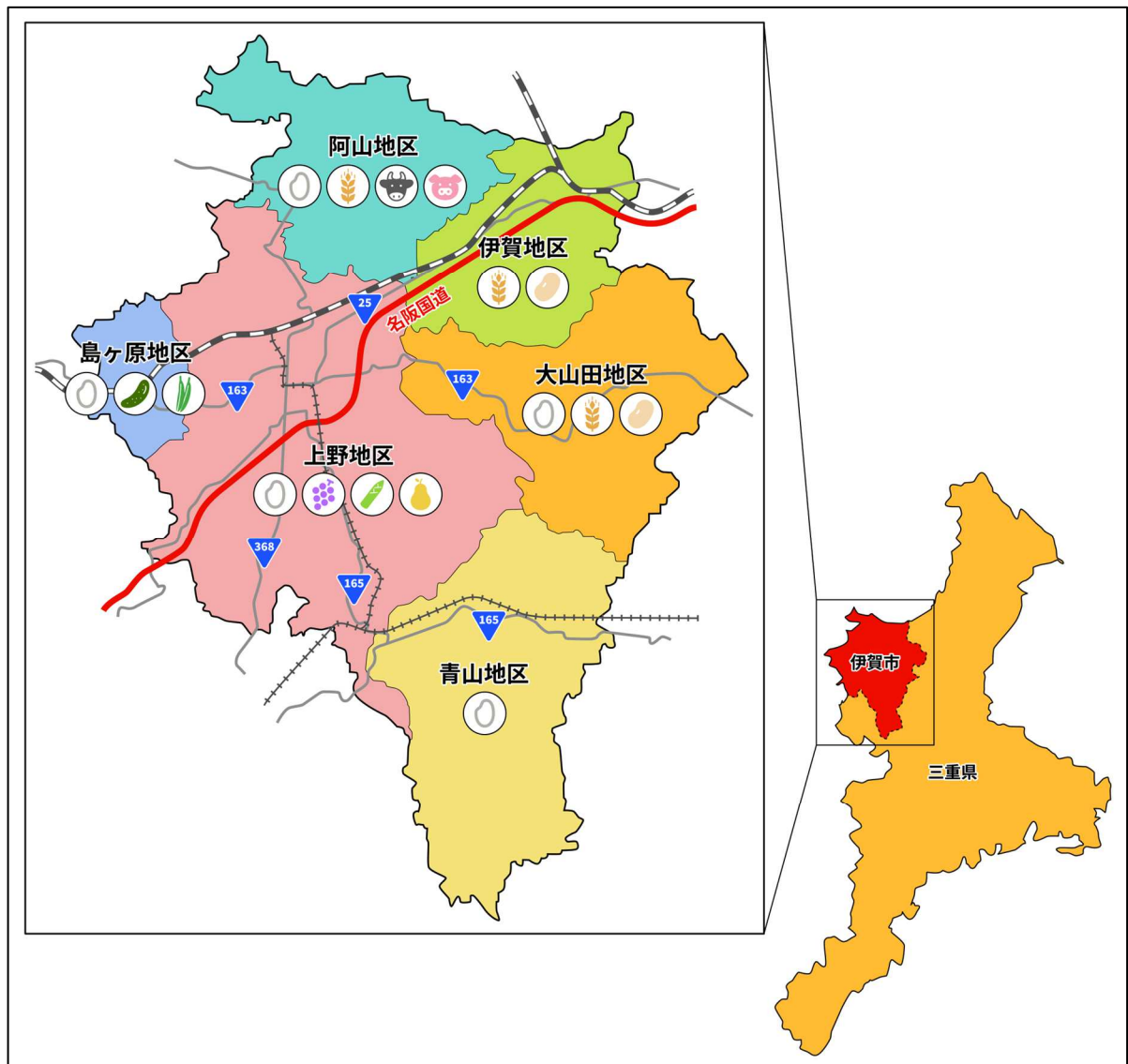


図 2-1 伊賀市の地区

(2)地区別農業の概況

伊賀市では、前項に示した自然条件を背景として、伊賀米、伊賀牛、伊賀産豚等を主体とした農業を基幹産業に、独自の地域産業、地域文化が育まれ、発展してきました。市内を平成 16 年の市町村合併以前の旧市町村ごとに分け区分すと、それぞれの地区における農業には、次のような特徴がみられます。

1)上野地区

農地の約 8 割を占める水田と国営青蓮寺地区総合農地開発事業により造成された畑地を利用して、水稻、ブドウ、アスパラガス、ナシ等の基幹作物が作付けされています。水田は、そのほとんどで区画整理等の生産基盤整備が完了しています。

2)伊賀地区

ほ場整備がほぼ完了しており、汎用農地として小麦や大豆の生産も行われています。また、中柘植、楯岡、川東の畜産施設は、本地区の畜産振興基地となっているほか、中柘植、川東の採草放牧地については、自給飼料の生産地となっています。

3)島ヶ原地区

農地の約 8 割が水田であり、水稻を柱としてキュウリ、インゲン等の作物を組み合わせた複合経営が主流となっています。農地は傾斜地に散在し、団地規模・区画が狭小で不整形なものが多く、生産基盤の整備も思うように進んでいないのが実情です。

4)阿山地区

水稻主体の農業経営が展開されていましたが、近年営農組合等の設立により小麦を中心とした集団栽培の取組が増加しています。また、畜産経営環境整備事業により、県下有数の畜産団地が形成され、伊賀牛や伊賀産豚の産地となっています。

5)大山田地区

農地の約 9 割は水田となっており、水稻を主体とした利用が行われていますが、一部では転作による麦・大豆等の作付も見られます。基盤整備もほぼ完了しており、山田北地区を中心に菜団地、肉牛団地等の農業用施設用地がみられます。

6)青山地区

農地の 9 割近くを占める水田を利用した水稻作を中心に、各部門の組み合わせによる営農が行われています。中でも水稻単作経営が全農家の 6 割近くに達しています。また、零細規模の農家が大多数を占めており、資産的保有意識もあって担い手等への農地集積は充分に進んでいません。さらに高齢化や担い手不足等により農地の荒廃が懸念されています。

3. 農業者の動向

(1) 農家数

伊賀市の令和2年の総農家数は3,626戸で、このうち販売農家数が2,434戸、自給的農家数が1,192戸と、総農家のうち販売農家が約67%を占めています。また、伊賀市の総農家数は平成22年からの10年間で約32.8%減少しており、このうち販売農家は約37.9%の減少と、急速に減少していることが分かります。自給的農家が約19.2%減少であることから、販売農家の減少率の方が大きいことが分かります。

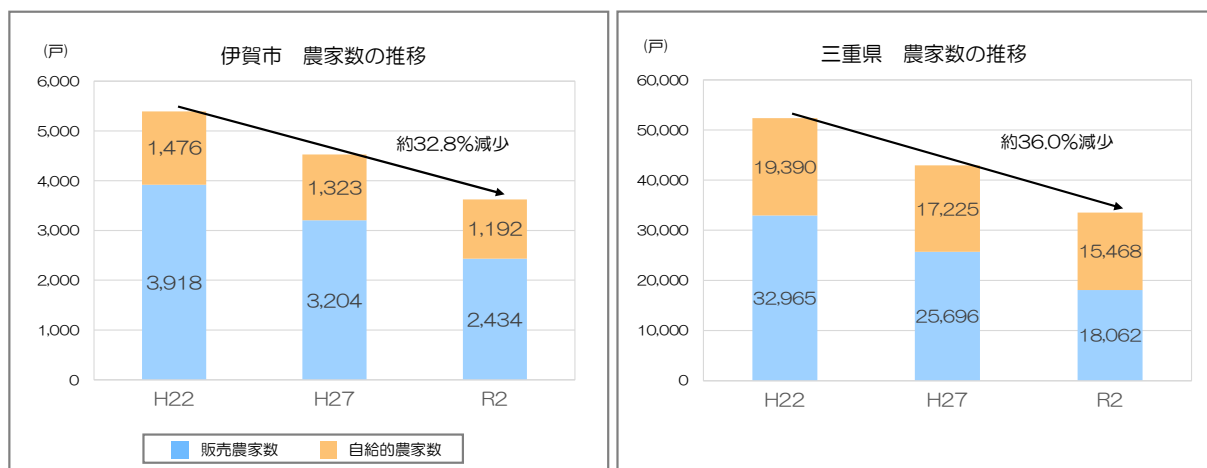


図2-2 農家数の推移

資料：農林水産省「農林業センサス」

(注) 1 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
2 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

(2) 組織形態別経営体数

伊賀市における令和7年の農業経営体数は2,027経営体、このうち個人経営体数は1,899経営体であり、平成27年からの10年間で約40.8%減少しています。

一方で、伊賀市における農業経営体のうち法人化している経営体数については、平成27年からの10年間で77経営体から80経営体へ増加しています。

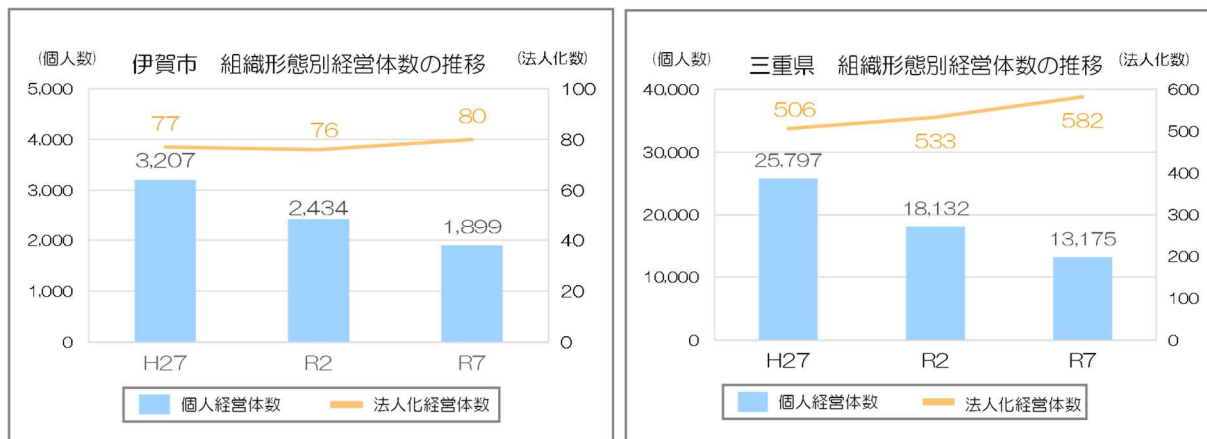


図2-3 組織形態別経営体数の推移

資料：農林水産省「農林業センサス」

(注) 農業経営体には、図2-3に示す個人経営体、法人経営体の他に、法人化していない団体経営体（R7伊賀市：48経営体、R7三重県：137経営体）も含まれる。

(3)主副業別経営体数

伊賀市の農業経営体のうち、個人経営体の内訳を主副業別にみると、副業的経営体の割合が高いことが分かります。副業的経営体とは、自営農業に年間 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体のことです。そのため伊賀市では、農業経営体の高齢化が特に進行していると考えられます。また、平成 27 年から令和 7 年の 10 年間の推移をみると、準主業経営体数及び副業的経営体数は減少している一方で、主業経営体数は増加していることが分かります。これは、定年帰農や親族等からの経営継承などによるものと考えられます。

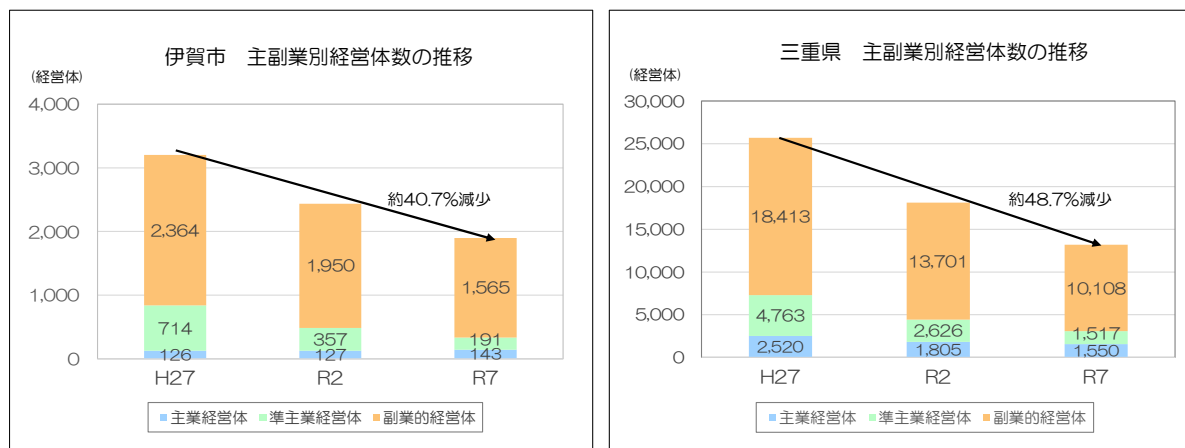


図 2-4 主副業別経営体数の推移

資料：農林水産省「農林業センサス」

(注) 農林業センサスにおける調査項目の変更により、平成 27 年は主副業別農家数の値である。そのため、平成 27 年の値については、図 2-3 における個人経営体数と、図 2-4 における主副業別農家数の合計は一致しない。

■農林業センサスにおける農業経営体の定義について

農業経営体	農業経営体	農産物の生産を行うか委託を受けて農作業を行い、①経営耕地面積が 30a 以上、②農作物の作付面積・栽培面積、家畜の飼養頭羽数・出荷羽数、農産物販売金額が一定基準以上、③農作業の受託事業を実施、のいずれかに該当するもの
	個人経営体	世帯で事業を行う農業経営体。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない
	主業経営体	農業所得が主で、自営農業に年間 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体
	準主業経営体	農外所得が主で、自営農業に年間 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体
	副業的経営体	自営農業に年間 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体
	団体経営体	個人経営体以外の農業経営体
	法人経営体	団体経営体のうち、法人化して事業を行う農業経営体

(4) 基幹的農業従事者数

伊賀市における令和 7 年の基幹的農業従事者数は 1,879 人で、平成 22 年からの 10 年間で約 37.8% 減少しています。また、令和 7 年の基幹的農業従事者のうち、65 歳以上の割合は約 81% を占めており、三重県全体における割合（約 77%）と比較すると、伊賀市では基幹的農業従事者の高齢化が特に進行していることが分かります。

一方、伊賀市では令和 2 年から令和 7 年にかけて、65 歳未満の基幹的農業従事者数が約 23.0% 増加しています。これは、定年帰農や親~~族等~~からの経営継承などによるものと考えられます。持続的な農業振興に向け、今後もこの傾向を維持することが求められます。

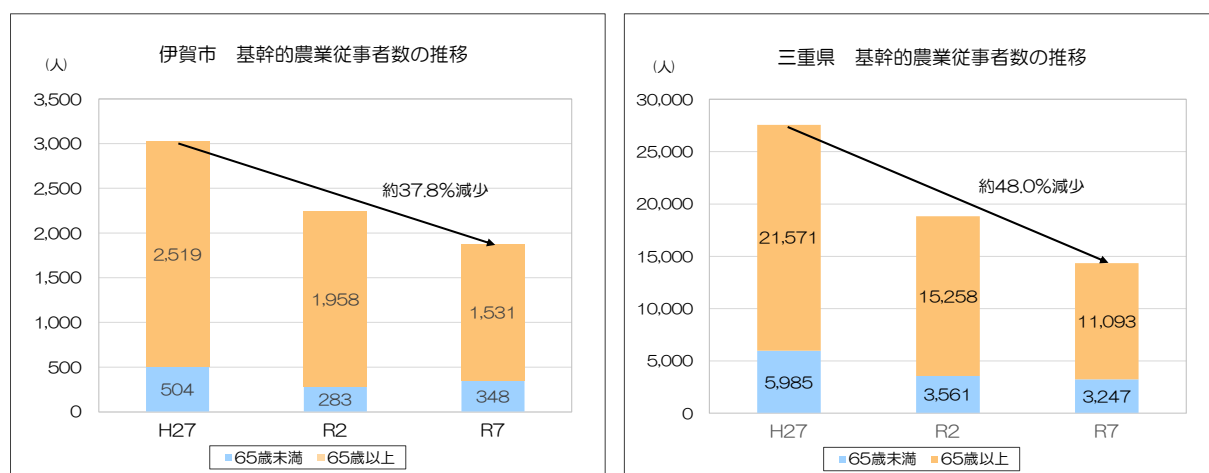


図 2-5 基幹的農業従事者数の推移

資料：農林水産省「農林業センサス」

(注) ~~1 基幹的農業従事者：15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者~~

2 農林業センサスにおける調査項目の変更により、平成 27 年は販売農家における基幹的農業従事者数、令和 2 年及び令和 7 年は農業経営体における基幹的農業従事者数である。

4. 農地の動向

(1) 経営耕地面積

伊賀市における令和7年の経営耕地面積は約4,626haであり、平成27年からの10年間で約13.1%減少しています。三重県全体の減少率（約14.9%）と比較すると、伊賀市の経営耕地面積の減少率はやや小さいことが分かります。

また、伊賀市における令和7年の経営耕地面積の構成比をみると、田の占める割合が約94%となっており、三重県全体の約86%と比較して、田の占める割合が大きくなっています。このことから、伊賀市は水稻作が盛んな地域であることが分かります。

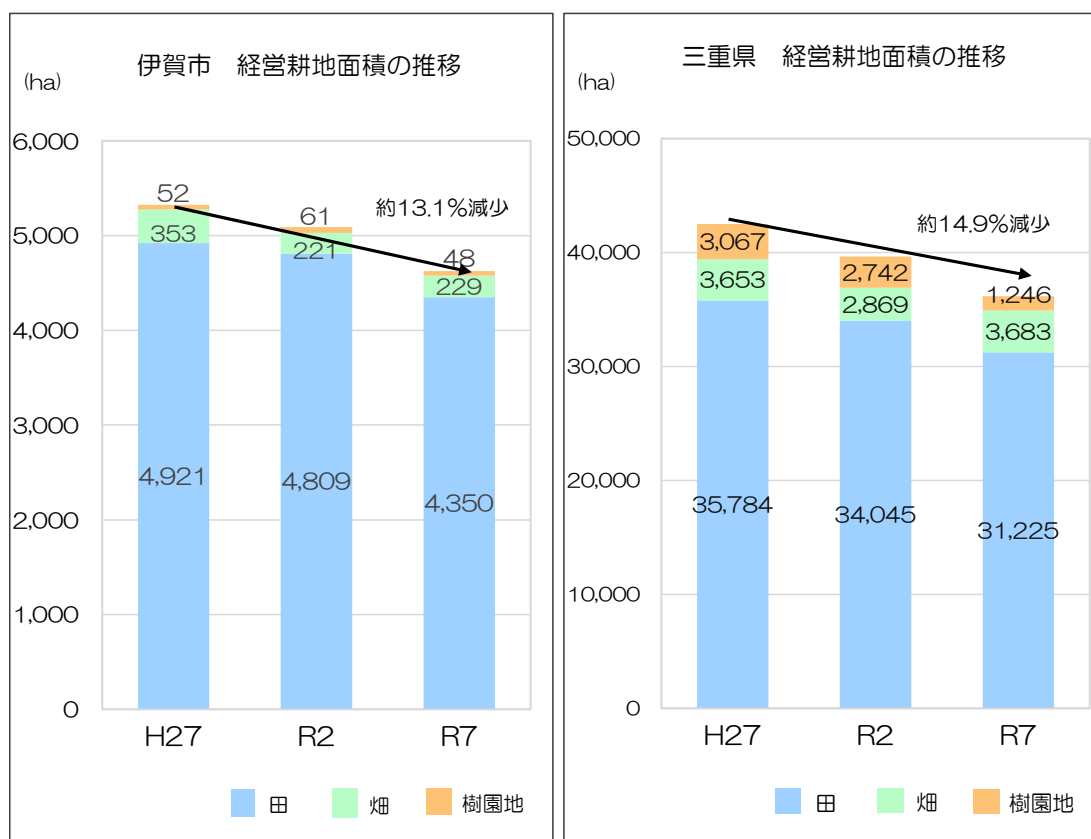


図2-6 経営耕地面積の推移

出典) 農林水産省「農林業センサス」

(注) ~~経営耕地：農業経営体が経営している耕地で、自ら所有している自作地と借入耕地の合計~~

表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が合わない場合がある。

(2) 経営耕地面積規模別経営体数

伊賀市における農業経営体数を経営耕地面積規模別にみると、平成 27 年から令和 7 年までの 10 年間で、特に経営耕地面積 0.5～2.0ha の経営体の減少率が大きくなっています。一方で、経営耕地面積 5.0～10.0ha の経営体数は横ばい傾向であり、経営耕地面積 10.0ha 以上の経営体数は増加しています。

主に平場地域では、担い手への農地集積が進んでいること等の影響により、経営耕地面積が大規模な経営体数が増加傾向にある一方で、経営規模の拡大が難しい中山間地域等における小規模経営体については、物価高騰等に伴う農業経費の増大や、耕作条件の不利さ等の影響により、高齢化や農業機械の更新時などをきっかけとして、離農が進行しているものと考えられます。

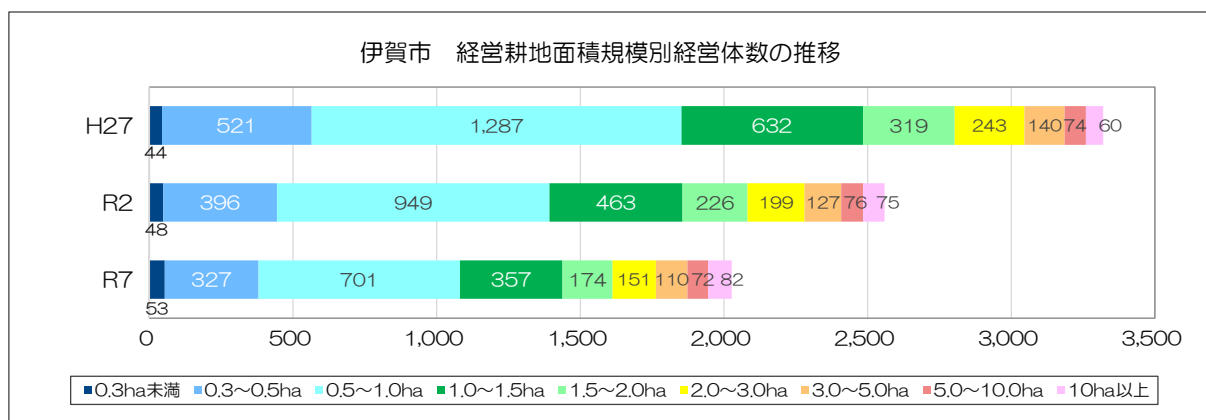


図 2-7 経営耕地面積規模別経営体数の推移

また、令和 7 年における伊賀市と三重県全体の経営耕地面積規模別経営体の構成比を比較すると、伊賀市では三重県全体よりも、小規模経営体の割合が小さく、大規模経営体の割合が大きくなっています。

伊賀市では耕地に占める田の割合が大きく、土地利用型作物である水稻作が盛んであることも、大規模経営体の割合が大きい理由であると考えられます。

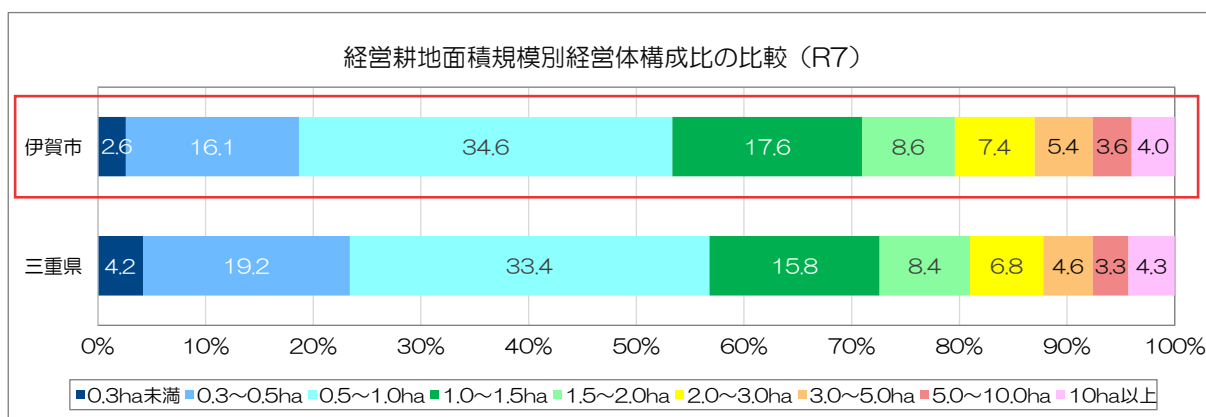


図 2-8 経営耕地面積規模別経営体構成比の比較

出典：農林水産省「農林業センサス」

(注) 1 経営耕地面積 0.3ha 未満の経営体数には、経営耕地なしの経営体を含む。

2 表示単位未満を四捨五入しているため、構成割合の合計と内訳は一致しない場合がある。

(3)担い手への農地集積面積

伊賀市における令和6年度の担い手への農地集積面積は約2,752ha、農地集積率は約38.6%であり、平成26年度からの10年間で、集積面積は約75%、集積率は約84%増加しています。

一方で、令和元年度からの5年間に限ると、伊賀市における担い手への農地集積面積・農地集積率ともに微増にとどまります。担い手1経営体当たりが管理できる農地面積に限りがあること、中山間地域等の条件不利地は担い手への集積が難しいことなどが原因として考えられます。

今後も農地集積を促進するために、分散した農地を一か所にまとめる農地集約や、スマート農業による農作業の省力化などのさらなる推進が求められています。

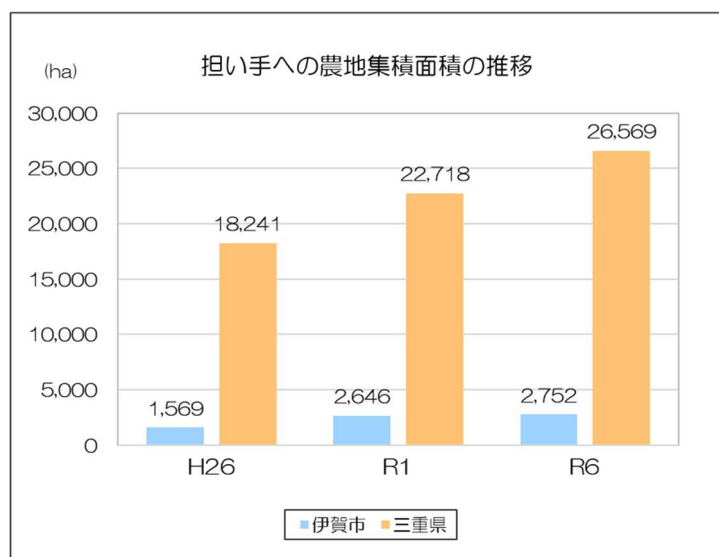


図2-9 担い手への集積面積の推移

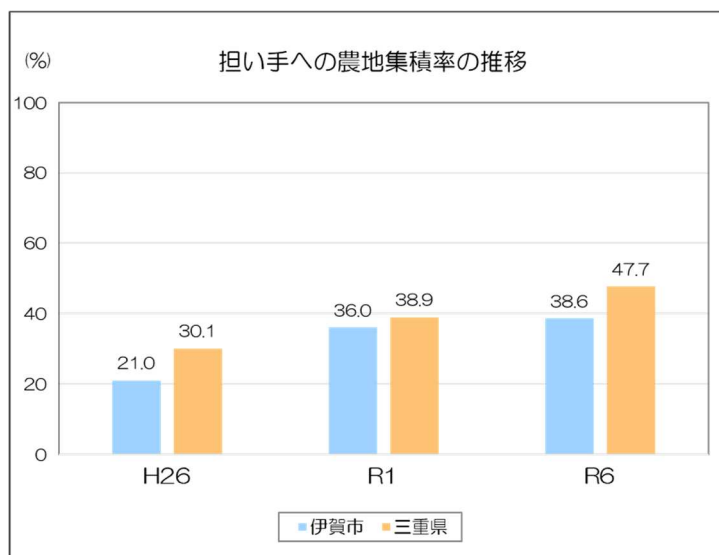


図2-10 担い手への農地集積率の推移

出典：農林水産省「担い手への農地集積の状況」、農林水産省「作物統計調査」、三重県聞き取り

(注) 担い手：認定農業者、認定新規就農者、集落営農、伊賀市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における水準到達者

(4)農地の転用面積

伊賀市における農地転用面積は、直近5か年平均で約 27.6ha となっています。転用面積の推移をみると、三重県全体では減少傾向にあるのに対し、伊賀市では年によって増減はあるものの、概ね横ばいで推移しています。

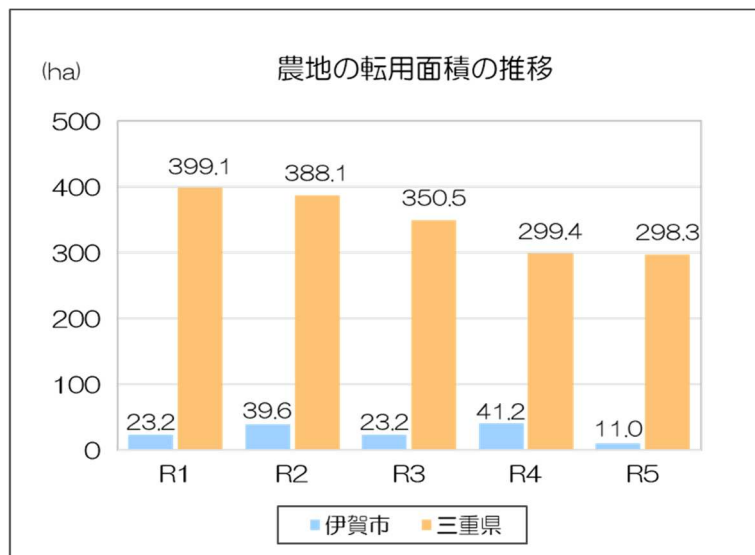


図 2-11 農地の転用面積の推移

一方で伊賀市の農地転用率は、直近5か年平均で約 0.4%となっており、三重県全体における直近5か年平均の約 0.6%よりもやや低い割合に抑えられています。

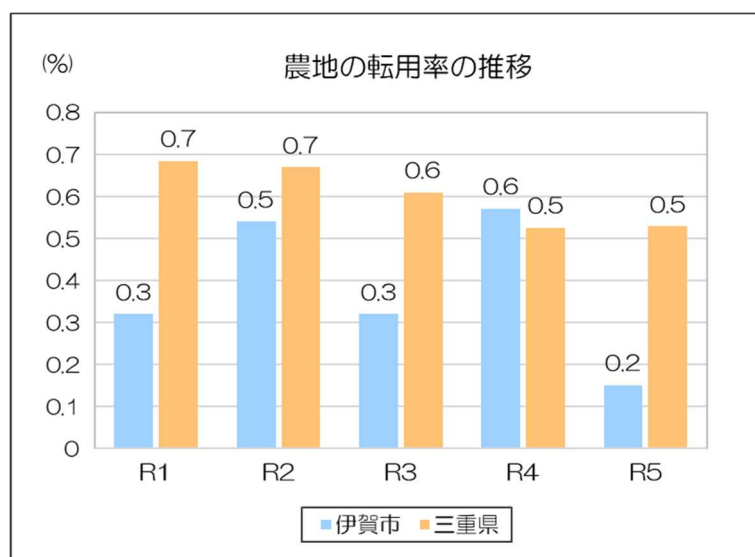


図 2-12 農地の転用率の推移

出典：農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」、農林水産省「作物統計調査」

5. 農業生産の動向

(1)伊賀市の主な農産物

出典：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」P7
「伊賀市農業振興地域整備計画基礎資料」P7、P11

1)水稲

昼夜の温度差が大きく土壌条件にも恵まれている良質米の産地であり、近年では4年連続で特Aランクを取得した「伊賀米」として知られています。また、消費者ニーズに応じた特別栽培米や有機米の生産が進められています。さらに、県内有数の種子産地でもあります。

2)野菜

大規模な野菜園芸産地はありませんが、国営青蓮寺地区総合農地開発事業で造成された畑地等において、アスパラガスやナバナ、イチゴ、トマト、メロン、キャベツなどが生産されており、特産野菜の組織があります。近年では白ねぎの生産に取り組んでおり、ブランド化が進められています。また、有機栽培に取り組む生産者が独自の販売ルートの開拓や新たな品目の産地化にも取り組んでいます。

3)果樹

ブドウについては、国営青蓮寺地区総合農地開発事業で造成された地区の基幹品目として「巨峰」などの栽培が進み、県内栽培面積の7割を超える有数のブドウの産地となっています。近年、「シャインマスカット」や「クイーンニーナ」などの新品種をはじめ、消費者ニーズの高い大玉の無核ブドウの生産が増加しています。

ナシについては、羽根地区の白鳳梨生産組合を中心に生産団体が形成され、「白鳳梨」として県内及び阪神市場に出荷されています。

4)畜産

① 乳用牛

伊賀市では約1,000頭の乳牛が飼育されており、乳業メーカーをはじめ、県外に出荷されています。一部の生産者は耕種農家と連携し、WCS 稲の給与や堆肥の有効利用など、耕畜連携に取り組み、資源循環型農業が展開されています。

② 肉用牛

銘柄牛である「伊賀牛」の振興を図るため、生産者、関係団体、行政機関で構成する「伊賀産肉牛生産振興協議会」が結成されており、生産の拡大安定と肉質等肥育技術の向上に取り組んでいます。生産者の減少が続いているものの、後継者や新規就農者も現れており、既存農家での増頭も図られています。

③ 養豚

伊賀市では約12,000頭の豚が飼育されており、養豚農家による「新鮮」、「おいしさ」、「安全性」を追求した豚肉生産が行われています。

(2) 農業産出額

伊賀市における令和5年の農業産出額は約195.4億円であり、直近5か年の農業産出額は増加傾向にあります。農業産出額の内訳をみると、米、麦類、雑穀豆類、乳用牛、加工農産物の産出額が減少している一方で、いも類、野菜、果実、肉用牛、豚、鶏卵、ブロイラーの産出額が増加しています。農産物価格の上昇が、農業産出額増加の大きな要因と考えられます。

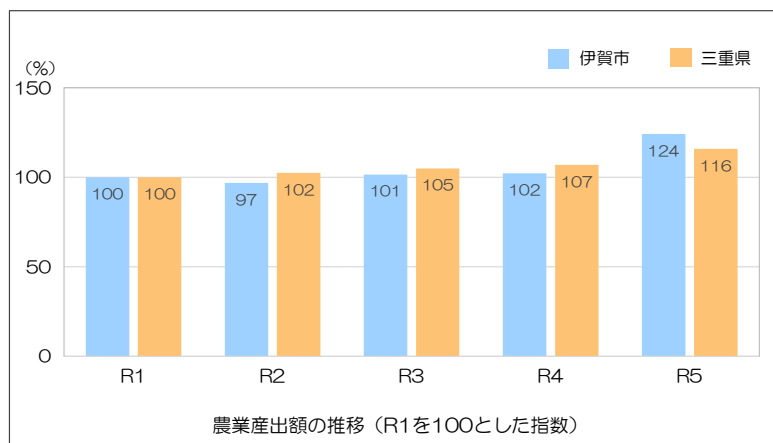


図2-13 農業産出額の推移

表2-1 農業産出額

(単位：億円)

年次	粗生産額	耕種							畜産					加工農産物
		米	麦類	雑穀豆類	いも類	野菜	果実	茶など	肉用牛	乳用牛	豚	鶏卵	ブロイラー	
R1	157.7	42.6	0.3	0.7	0.2	11.8	2.8	0.3	9.3	11.8	15.1	59.8	1.3	0.2
R5	195.4	39.8	0.1	0.3	0.3	12.9	4.1	0.3	12.5	9.9	15.7	96.6	1.4	0.1

(注) 「花き」の産出額は、個人又は団体に関する秘密保護のため公表されていない。

令和5年の農業産出額の構成割合をみると、耕種では米が約69.0%であり、次いで野菜が約22.4%を占めています。畜産では鶏卵が約71.0%と最も多く、次に豚が約11.5%、肉用牛が約9.2%、乳用牛が約7.3%という結果となっています。

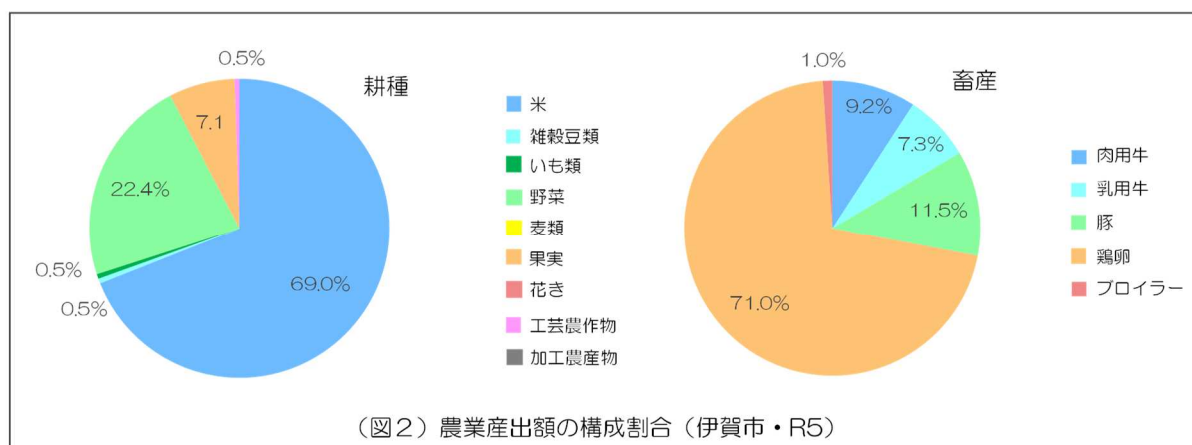


図2-14 農業産出額の構成割合 (令和5年)

出典：農林水産省「生産農業所得統計」、農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

(3) 農産物販売金額規模別経営体数

伊賀市における農業経営体数を農産物販売金額規模別にみると、平成 27 年から令和 7 年までの 10 年間で、販売金額 100 万円以下の経営体数は大幅に減少している一方で、100 万円以上の経営体数は横ばい傾向にあります。

担い手への農地集積等を通して農産物販売金額が大規模な経営体数は維持されている一方で、販売金額が小規模な経営体は、物価高騰等に伴う農業経費の増大等の影響が特に大きく、高齢化や農業機械の更新時などをきっかけとして、離農が加速しているものと考えられます。

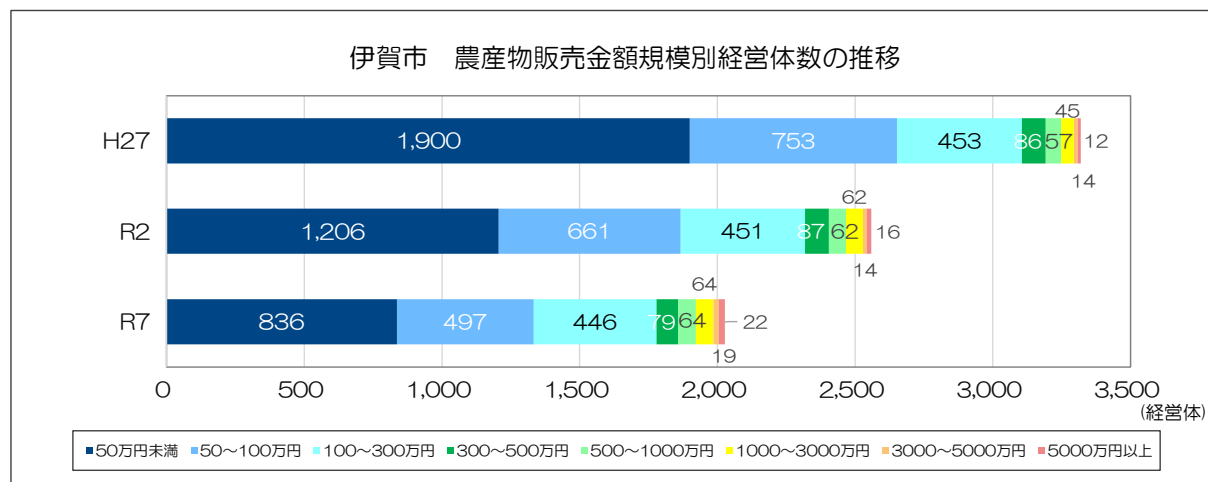


図 2-15 農産物販売金額規模別経営体数の推移

令和 7 年の伊賀市における農産物販売金額規模別経営体の構成比をみると、販売金額 100 万円以下の経営体の割合が全体の約 65.7%を占めています。また、三重県全体の構成比を比較すると、伊賀市では三重県全体よりも、販売金額 50 万円未満の小規模経営体及び 300 万円以上の大規模経営体の割合が小さく、50～300 万円の中規模経営体の割合が大きくなっています。

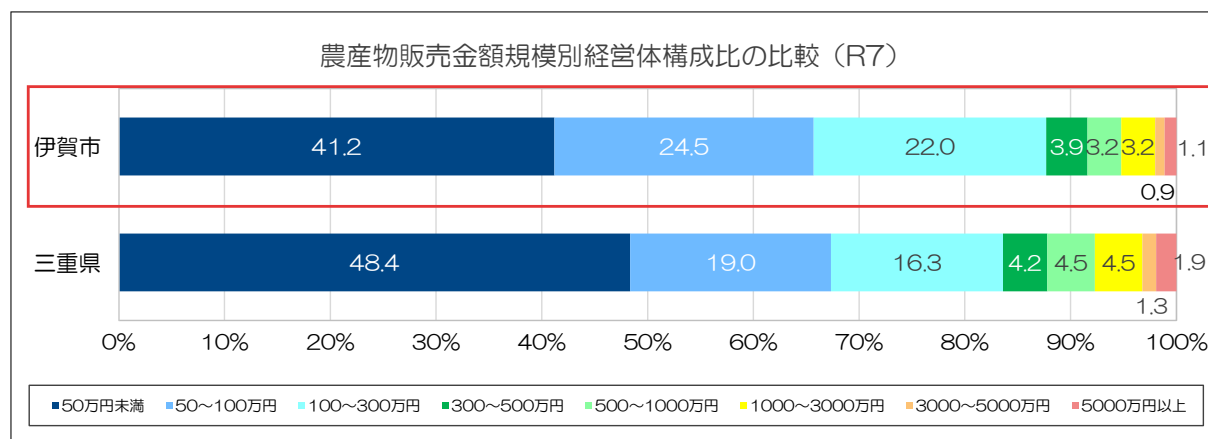


図 2-16 農産物販売金額規模別経営体構成比の比較

出典：農林水産省「農林業センサス」

(注) 1 販売金額 50 万円未満の経営体数には、販売なしの経営体を含む。

2 表示単位未満を四捨五入しているため、構成割合の合計と内訳は一致しない場合がある。

(4)鳥獣被害額

伊賀市における鳥獣被害額は、年度ごとに増減はあるものの、平成 26 年度の約 1,267 万円から令和 6 年度の約 1,744 万円に約 37.6%増加しており、特に稲、麦類、豆類におけるニホンジカの被害及び、稲、麦類におけるイノシシによる被害が大きくなっています。中山間地域に位置する農地が多いことや、農家の高齢化や離農等に伴い農地・里山管理等の地域活動が縮小していることなどが、伊賀市における被害額増加の背景として考えられます。

伊賀市では、侵入防止設備の整備は一巡していますが、今後は、侵入防止設備の維持管理と補強資材の導入とともに、耐用年数が経過する箇所については再整備を進めます。さらに、捕獲圧力を維持し、継続的に有害鳥獣の生息頭数を減らしていく必要があります。

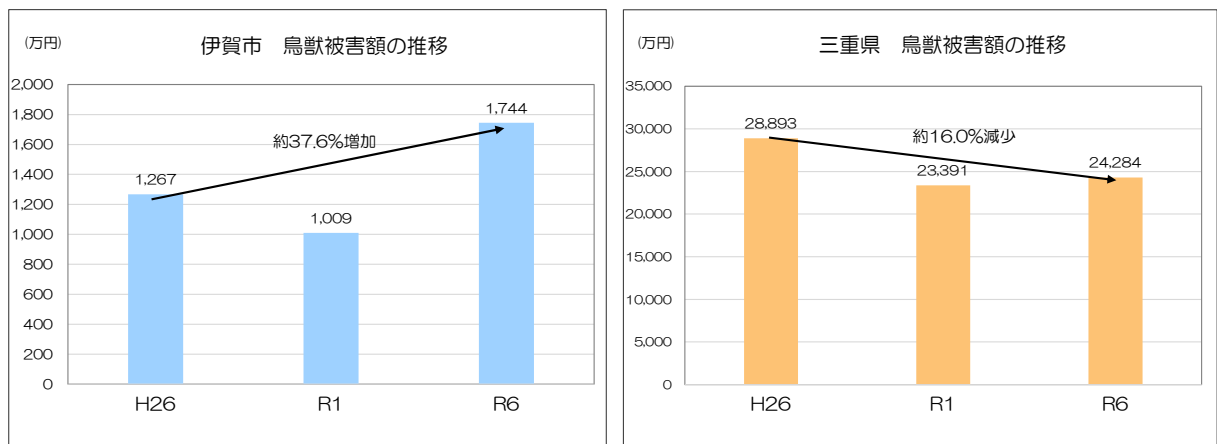


図 2-17 鳥獣被害額の推移

出典：農林水産省「野生鳥獣による農作物被害状況」、三重県聞き取り

6. 農業者等の意向

(1) 農業者アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、市内の農地で耕作している市内在住農家に対してアンケート調査を行いました。主な調査結果を以下に整理します。

「伊賀市農業振興に関するアンケート」

調査対象：市内の農地で耕作している市内在住農家から抽出した 1,000 件

調査時期：令和 7 年 12 月 15 日から令和 8 年 1 月 16 日

回答者数：466 件（回答率 46.6%）

1) 農業を続けていく上での問題

「高齢化や営農意欲の減退により、農作業が困難」が 58.2%と最も多く、「老朽化した農業機械の更新が困難」42.1%、「肥料、農薬、燃料、電気などの価格が高騰している」39.5%、「鳥獣被害が深刻」29.0%、「農道、畦畔、用排水路、ため池などが老朽化している」21.0%と続いています。

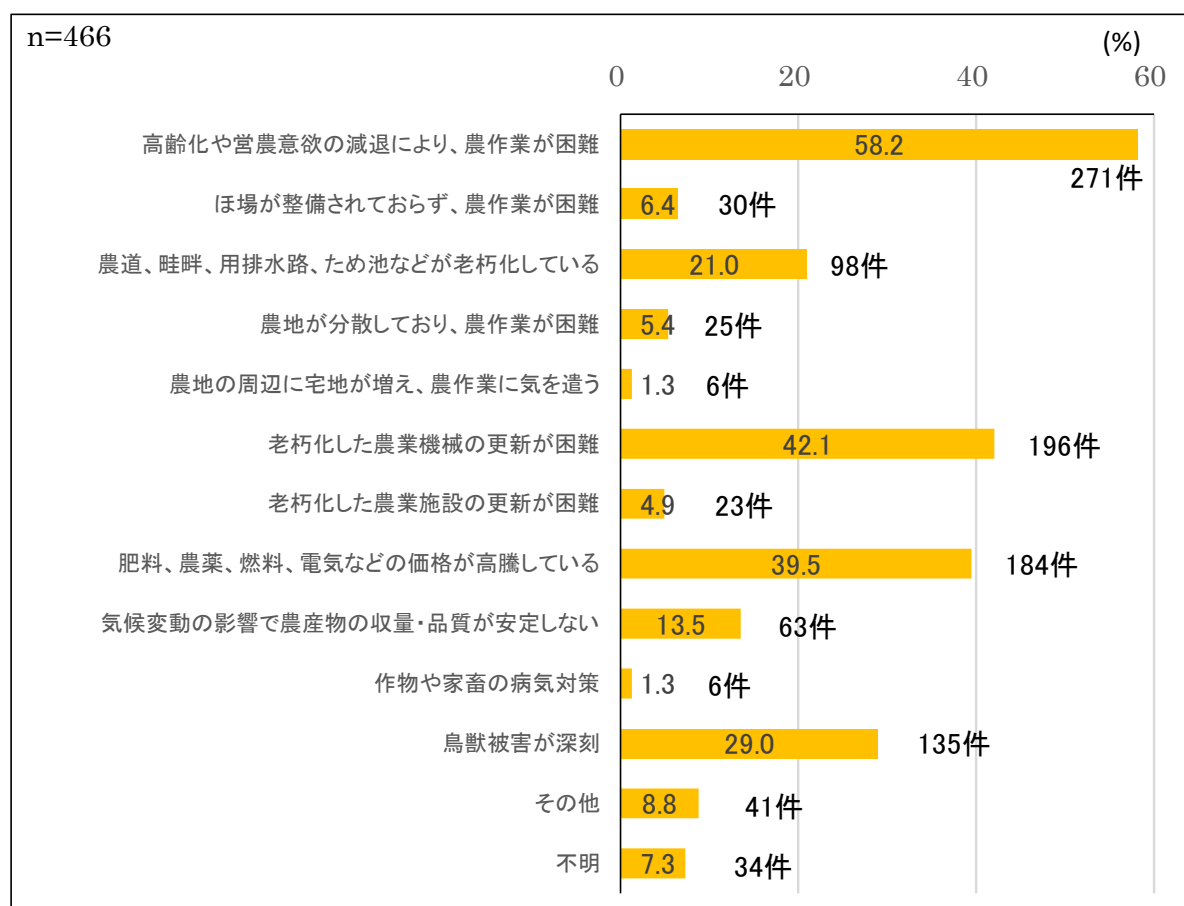
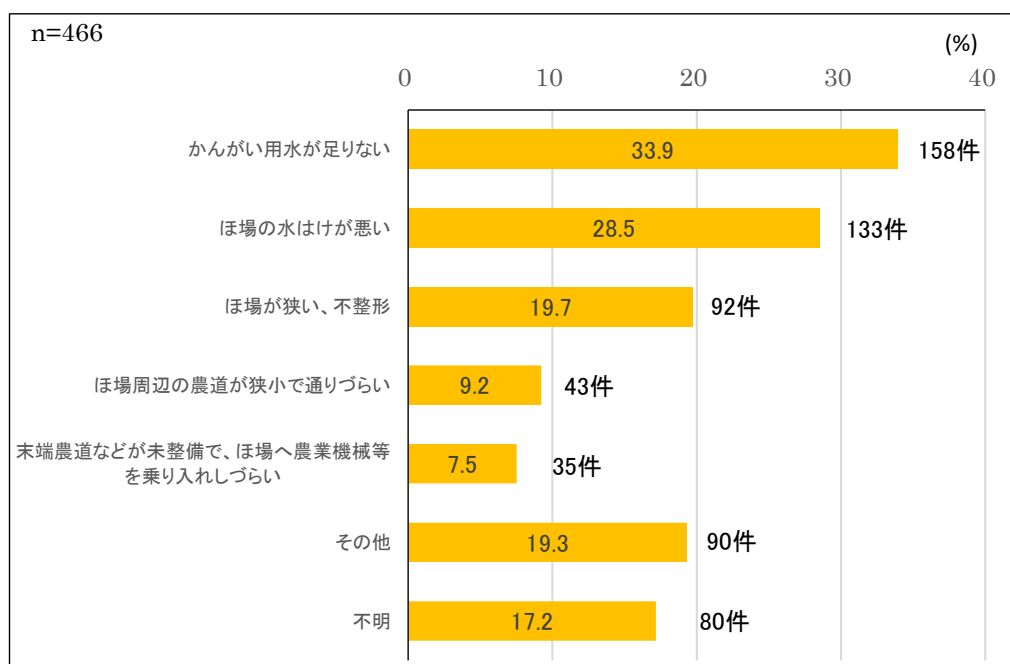


図 2-18 農業を続けていく上での問題

注) その他（農業していない 7 件、委託中 3 件、農業を続けるつもりはない 3 件、農業収入が低い 3 件、草刈り作業 3 件 ほか）

2)ほ場の生産基盤における問題

「かんがい用水が足りない」が 33.9%と最も多く、「ほ場の水はけが悪い」28.5%、「ほ場が狭い、不整形」19.7%と続いています。

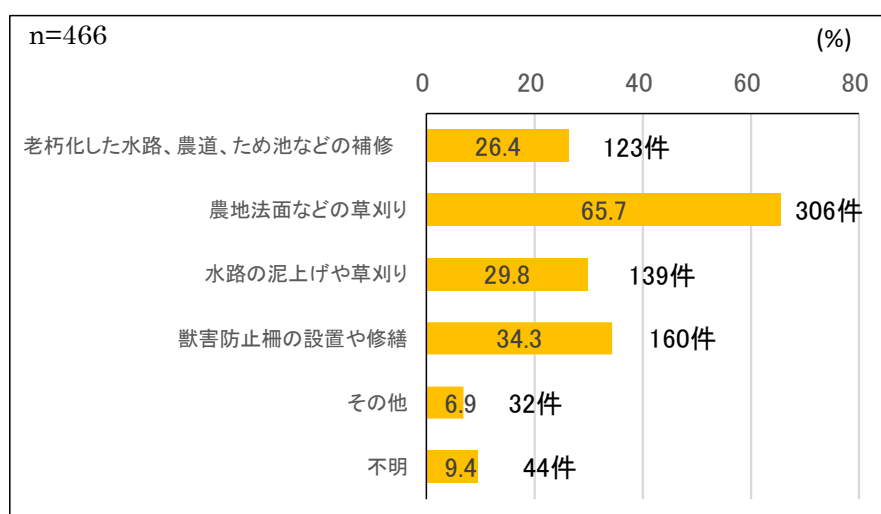


問 2-19 ほ場の生産基盤における問題

注) その他 (特になし 21 件、草刈り 10 件、水の供給 7 件、施設の老朽化 4 件 ほか)

3)農地・農業施設を維持管理する上での問題

「農地法面等などの草刈り」が 65.7%と最も多く、「獣害防止柵の設置や修繕」34.3%、「水路の泥上げや草刈り」29.8%、「老朽化した水路、農道、ため池などの補修」26.4%と続いています。



問 2-20 農地・農業施設を維持管理する上での問題

注) その他 (水管理・賦課金 3 件、後継者なし 2 件、特になし 2 件、委託中 2 件 ほか)

4)将来、次の世代の担い手が農地を継承してくれるために必要なこと

「農地法面などの草刈り、水路の泥上げなどの労力の軽減」53.4%と、「農業機械の取得・更新や、農業施設の整備に関する負担の軽減」42.7%が特に多く、「農地が円滑に取得できる環境」20.6%などが続いています。

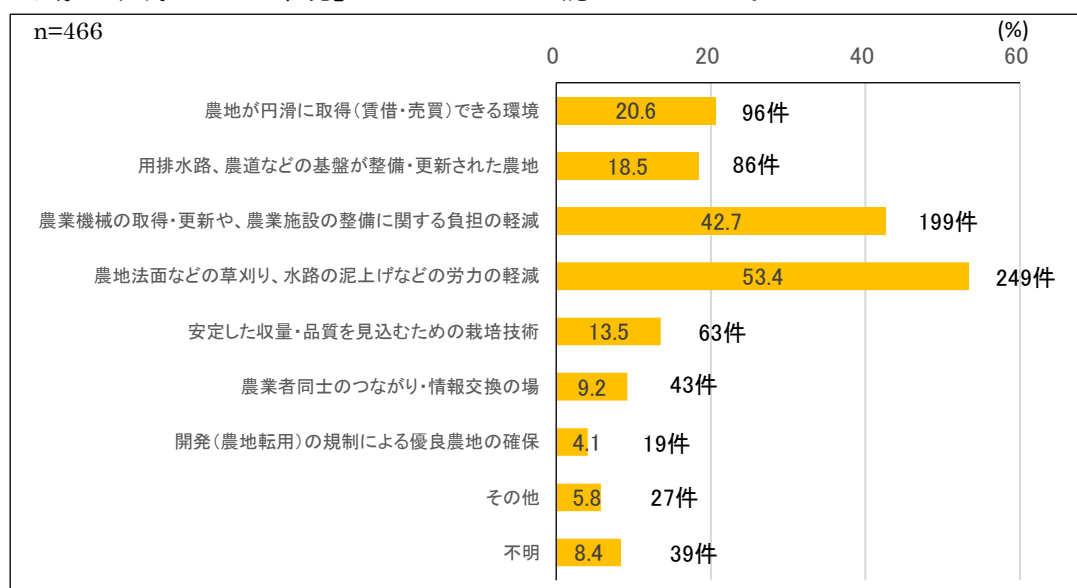


図 2-21 将来、次の世代の担い手が農地を継承してくれるために必要なこと

注）その他（生活できる収入 7 件、代行営農 2 件 ほか）

5)現在の場所で生活をする上で・伊賀市で暮らしたいと思う人を増やす上での課題

「医療・福祉」が56.0%と最も多く、「地域コミュニティの維持」37.6%、「買い物環境」36.3%、「就業先の選択肢が少ない、多様な働き方がしにくい」28.1%、「子育て環境」25.5%と続いています。

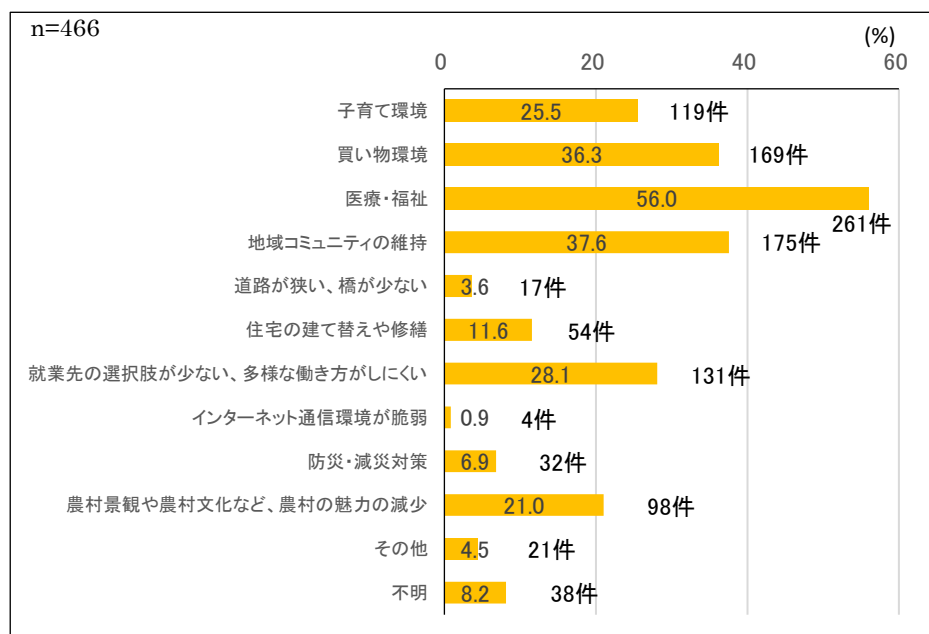


図 2-22 現在の場所で生活をする・伊賀市で暮らしたい人を増やす上での課題

注）その他（交通の便 1 件、獣害対策・空き家対策 1 件、排他的な雰囲気 1 件 ほか）

6)重視する・望む伊賀市の農業・農村施策

「鳥獣害対策」が 45.3%と最も多く、「生産者の農業経営所得安定化への取り組み」42.7%、「農地や水路、農道、ため池などの共同設備の維持管理や補修活動の支援」39.3%、「中山間地域特有の課題への支援」30.9%と続いています。

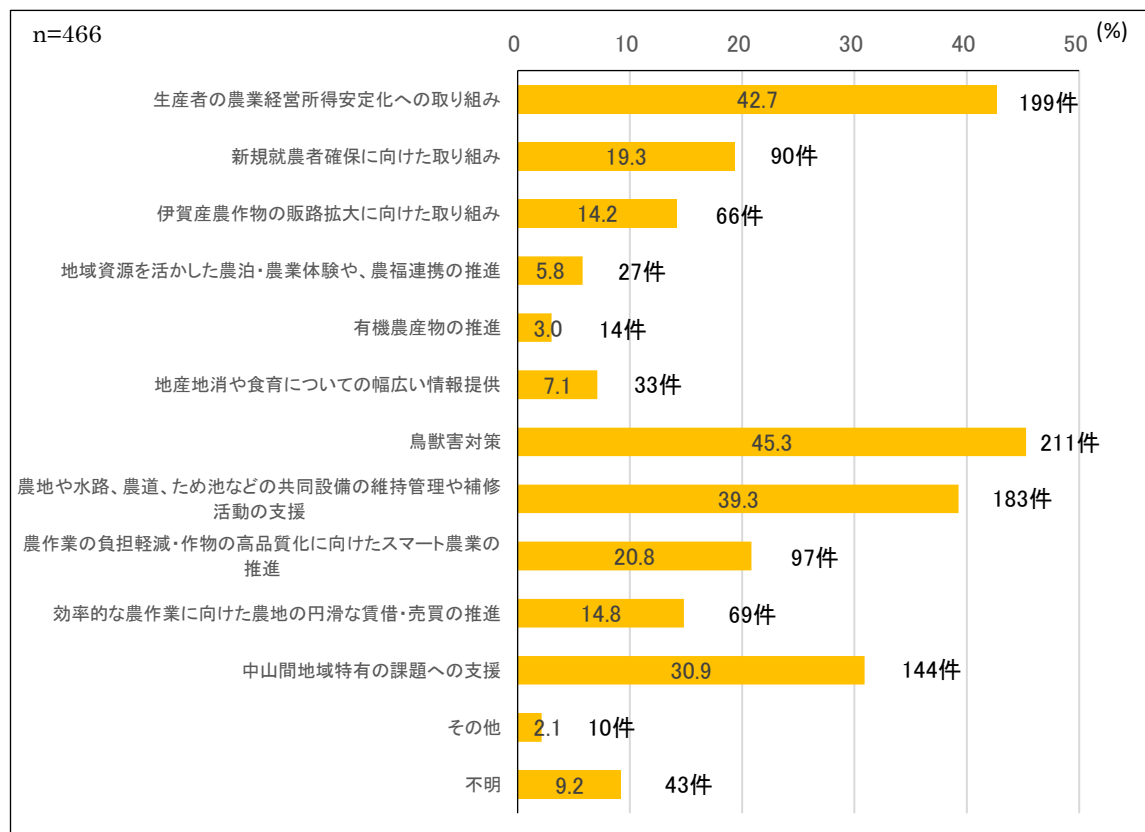


図 2-23 重視する・望む伊賀市の農業・農村政策

注) その他（農機具を安くする 2 件、土地持ち非農家への支援・サポート 1 件 ほか）

(2)農業関連団体の意向

本計画の策定にあたり、伊賀市における農業関連団体（農業者、ＪＡ、土地改良区、小売業者等）へのヒアリング調査を実施し、様々な意見を聞き取りました。

表２-２(１)農業関連団体へのヒアリング結果

項 目		内 容
農業者	新規就農	①実際に農作業を行い、栽培技術を身に付けられることが望ましい。 ②農地の確保・選定が難しい。 ③資金の確保も難しい。特に農業機械の費用負担が大きい。 ④地域の人との関係、家の確保、売り先、獣害、気候などの課題もあり、新規就農のハードルは高い。 ⑤子育て世代の女性が一人で就農することは難しい。 ⑥就農時に相談・指導してくれる人が必要。 ⑦指導農家の農業研修生の受け入れにも限界がある。指導農家に対する支援、リーダー人材の育成を行い、農業研修生の受け入れ体制を整備する必要がある。 ⑧新規就農者への支援を行う際、新規就農者が農業を続けられるか見極める力も必要である。地域のお農家とのつながりがあると、農業を続けやすい。 ⑨農業に特化した求人サイト「アグリナビ」を活用して雇用労働者を募集している。 ⑩兼業農家、週末農業といった多様な就農形態があればよい。
	後継者	①現役農家の子息が新規就農できる機運を高める取組が必要。
	担い手	①担い手のみならず、小規模農家含めた農業者全体に向けた施策・今農業を担っている農家が辞めないような取組が重要。 ②営農の規模に関わらず、今ある農業の継続を重視する必要がある。
農地	農地・用水路等の管理	①中山間地域では区画整理未実施のほ場も多い。 ②後継者不足により賦課金の未収が増えている。 ③老朽化、土砂の堆積で水の流れが悪化している水路がある。 ④高齢化、土地持ち非農家や移住者の増加等の影響で、農地の維持に係る共同活動（出合い）への参加者が減少している。 ⑤耕作放棄地が増え、虫の発生源となっている。 ⑥農地の維持管理は、地域全体で取り組むべき課題として認識する必要がある。また、消費者も農業の受益者という意識づけが必要ではないか。

表２-２(２)農業関連団体へのヒアリング結果

項 目		内 容
農業 生産	中山間 地域	①条件が不利な農地は耕作放棄地になっている。今後、全ての農地を守ることが難しくなっていくなかで、守るべき農地とそうでない農地を区分する必要がある。 ②使用できる農業機械の大きさに制限がある。 ③中山間地域と平場では農業にかかる労力・経費の差が大きい。この格差を補填できる施策・支援が必要である。 ④高齢者にとって、各種補助の申請に係る事務作業の負担が大きい。
	農作業 受託	①1日農業バイトアプリ「daywork」を活用して作業依頼している。
	スマート 農業	①中山間地域では自動操舵に必要な位置情報を得ることが難しい。中山間地域におけるスマート農業は、データ活用に重きを置く展開が望ましい。 ②スマート農業により収集したデータの活用について、相談・指導できる人材が不足している。
	農業 経費	①農業用施設や農業機械の更新に対して、国や県の支援が少ない。 ②物価が高騰している中、ハウス建設にかかる初期投資の負担が大きい。 ③農業機械、肥料の価格が高騰している。 ④値上がり分の補填があれば、農業参入のハードルも下がる。 ⑤水稻では農業機械にかかる初期投資が大きい。 ⑥兼業農家が農業機械の共同利用ができる仕組みが必要。
	耕畜 連携	①市内畜産農家と耕種農家による協議が行われている。より一層連携を強化したい。
	環境 負荷	①伊賀市＝オーガニックビレッジのイメージ。伊賀市は全国で最大規模の有機農産物の産地であることがさらに周知できると良い。 ②環境負荷低減に向けた取組みが市内畜産農家全体に広まれば、全国にアピールできる。 ③立ち枯れ稲の飼料供給を行いたい。
	鳥獣 被害	①イノシシ、シカ、サルによる鳥獣被害が深刻である。 ②獣を捕獲した際、罠の修理費がかさむ。また、獲物の運搬・処理に時間を要する。 ③捕獲した獣の止め刺しが重労働である。また、銃器を扱える人材が少ないことも課題である。

表 2-2(3) 農業関連団体へのヒアリング結果

項 目		内 容
加工・流通・販売	農産物加工	①中山間地域では、営農規模の拡大による収益拡大は難しい。中山間地域で収益を伸ばすためには、農産物の付加価値を向上させる必要がある。
	流通・販売	①伊賀米コシヒカリは市外からの購入者も多い。 ②市外への販売を増やすほどの生産量はないが、伊賀に食べに来てもらえるようなPRが望ましい。インバウンドなど旅行者向けに、伊賀の食をアピールできると良い。 ③対面販売にて、生産者の想いを消費者に伝えることを重視している。 ④食品ロスを減らすため、仕入れの際に生じる余剰分を八百屋・カフェで提供している。 ⑤伊賀牛の多くは生体取引されていることが特徴である。
	有機農業	①伊賀の有機農業は、契約栽培による直接出荷が主体である。 ②有機農産物の流通について、個々の取引だけでなく、集約化の仕組みについても整備する必要がある。 ③伊賀の有機農業では、生産者と消費者間の信頼性が構築されている。このストーリーが見えるような販売方法、ブランディングが望ましい。例えば、マルシェ等、生産者と消費者が交流できる機会の創出が良いのではないかな。 ④環境負荷低減に向けた取組について、認証制度を作り、示せるようにしたい。
消費	消費者意識	①地産地消、農畜産物の適正価格での購入に向け、消費者の意識を変える必要がある。そのためには、地元産農産物は安価、新鮮であること、食料生産にかかるコストを消費者に知ってもらう必要がある。 ②農地の持つ多面的機能を、消費者が理解する必要がある。
	地産地消	①子供たちに伊賀産の農畜産物を食べてもらい、地元の良さを認識してもらう必要がある。 ②学校給食に農産物が利用されるとモチベーション向上につながる。
	産地交流	①産地交流イベントは市外からの申込みも多い。 ②子供向け料理教室、食育イベントなどは人気である。
	需要の多様化	①カット野菜、ミールキット、冷凍食品、高齢者への弁当宅配などの需要が高い。
農村	住環境	①移住促進のため、空き家リフォームへの融資、住宅補助の整備が望ましい。

7. 若者世代の意向

(1) 高校生アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、若者世代の代表として、伊賀市内で農業を学んでいる高校生を対象にアンケート調査を行いました。主な調査結果を以下に整理します。

「伊賀市農業振興に関する高校生アンケート」

調査対象：愛農学園農業高等学校、伊賀白鳳高等学校生物資源科

の生徒のうち、2年生、3年生の計111名

調査時期：令和8年4月17日から令和8年4月24日

回答者数：94件（回答率84.7%）

1) 卒業後の進路について

「まだ決めていない」が35.1%、「農業分野への進路は考えていない」が33.0%と特に多い結果となっています。一方、「新たに農業を始めたい」が9.6%、「農業系の大学・専門学校に進学したい」が8.5%、「実家の農業を継ぎたい」が7.4%と、農業分野への進路を考えている生徒も一定数見受けられました。

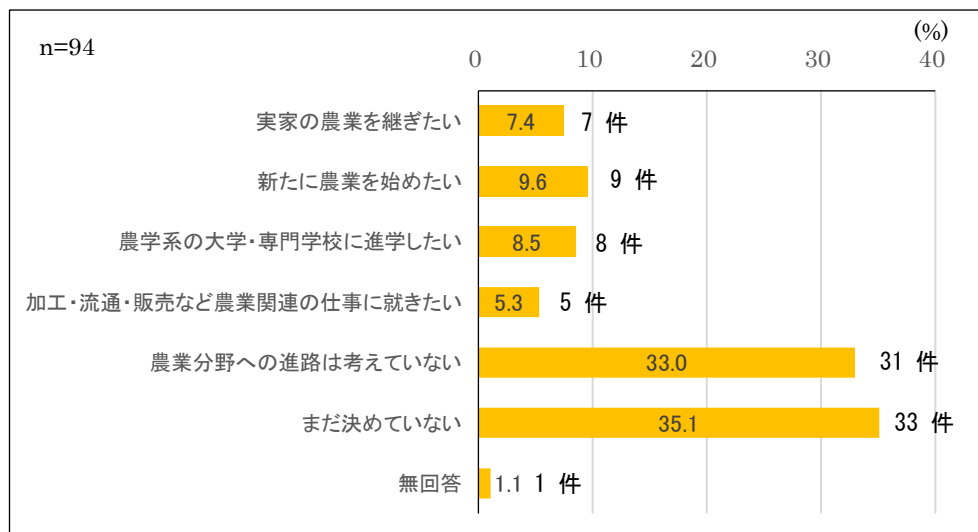


図 2-24 卒業後の進路

2)農業が将来の進路として選択されにくい理由

「収入が不安定そうだから」が 61 件と最も多く、「農業を始めるためのお金がかかりそうだから」と「農業以外にやりたい仕事があるから」が 40 件ずつと続いており、お金の面に不安を感じている生徒が多いことが分かります。

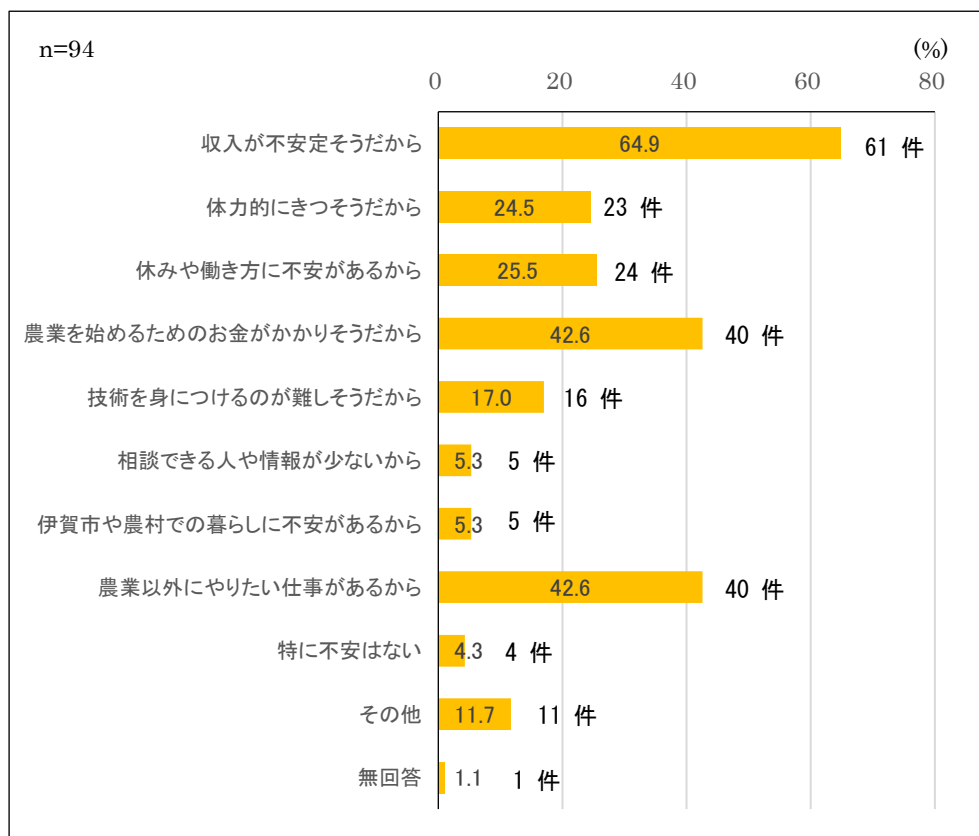


図 2-25 農業が将来の進路として選択されにくい理由

注) その他 (知らない事が多すぎる、魅力を感じない、自営でやるとすると住む場所が固定されるから、よく考えたい、行政の農業に対する補助 (支援) が不安だから ほか)

3)若い世代が農業に関わりやすくなるために、必要だと思うこと

「収入や働き方の実態を知る機会があること」が 41 件と最も多く、次いで「農業機械や農業施設の導入、就農準備への支援があること」と「住まいや生活面の支援があること」が 28 件ずつと続き、回答にばらつきがありました。

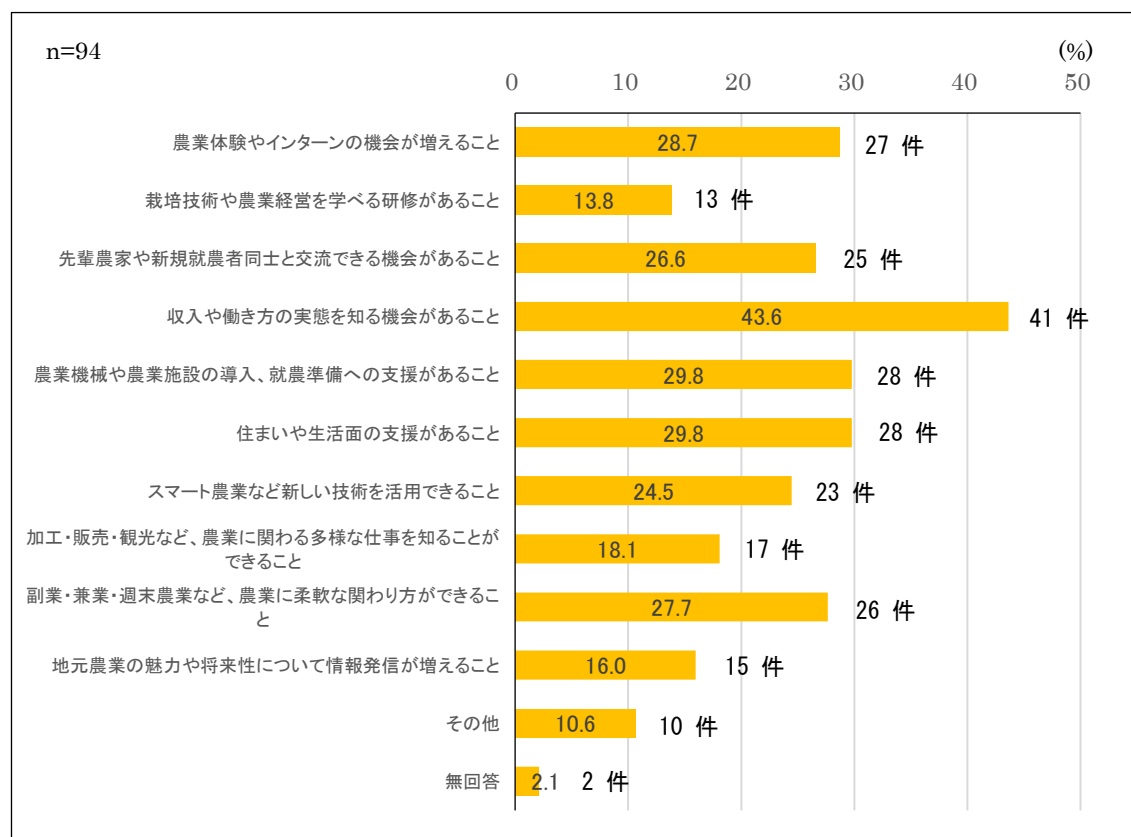


図 2-26 若い世代が農業に関わりやすくなるために、必要だと思うこと

注) その他（販売先を増やす、ロマンを増やす、キラキラしたイメージをもたせる、1人ひとりが消費者であることの自覚をもつこと ほか）

4)農業をより魅力的で夢のあるものにするために、重要だと思うこと

「若者向けの就農支援を充実させること」が 49 件と最も多く、次いで「学校給食や地産地消の取り組みを進めること」が 33 件、「農業と地域での暮らしの両立を支えること」が 28 件、「販路の拡大やブランド化を進めること」が 27 件と続いています。

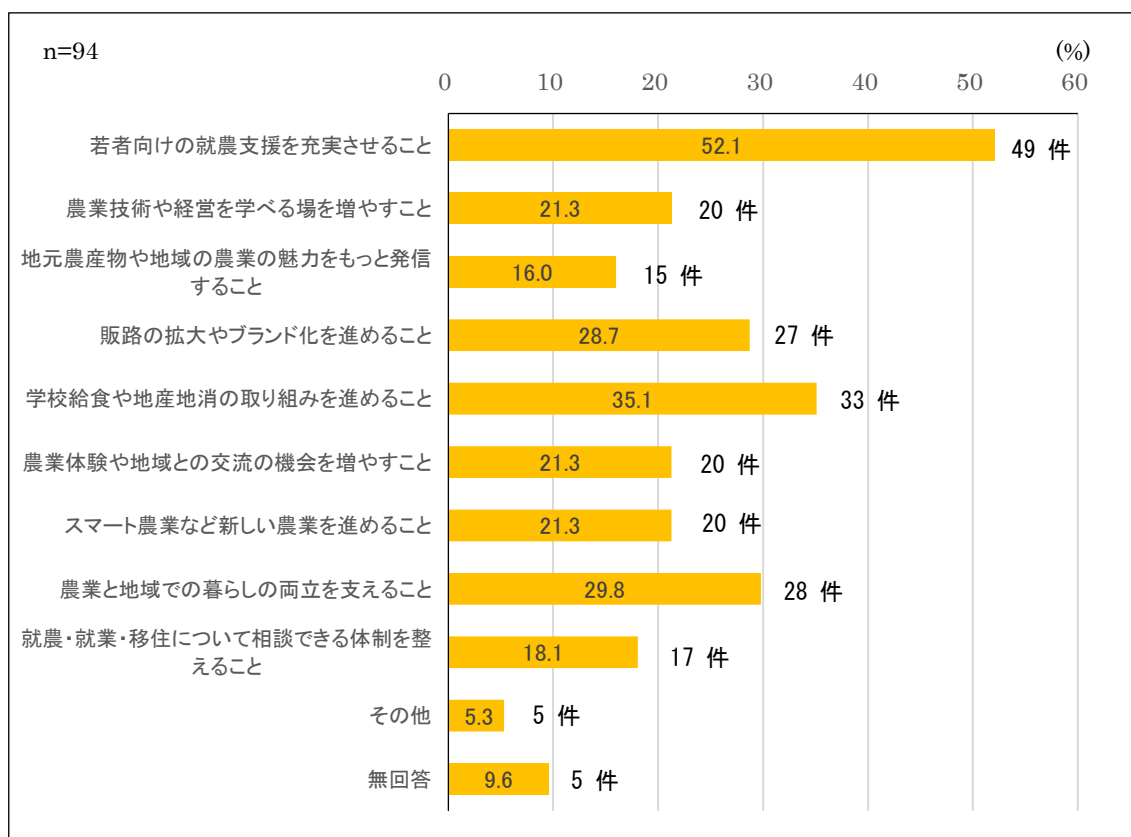


図 2-27 農業をより魅力的で夢のあるものにするために、重要だと思うこと

注) その他 (生きる上で大切な「食べ物」をつくるというすばらしさを知ること、野菜一つの値段を 10 円上げる、有機農家などはばひろい農家への支援 ほか)

5)若い世代が伊賀市で働き暮らす上で重視すること

「安定した収入を得られる見通しがあること」が 44 件と最も多く、次いで「魅力的な仕事や働く場があること」が 41 件、「買い物・交通・医療など暮らしやすい環境が整っていること」が 33 件と続いています。

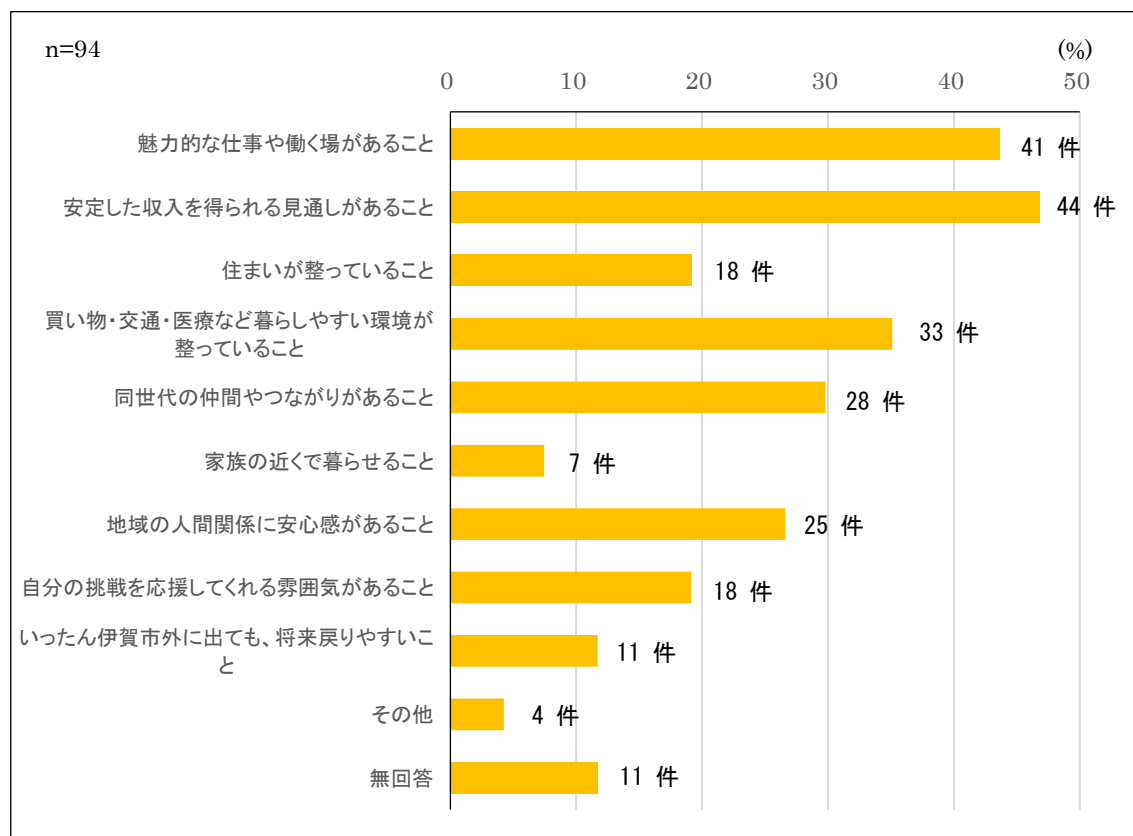


図 2-28 若い世代が伊賀市で働き暮らす上で重視すること

注) その他 (やりたいことができて、かせぎがある ほか)

7.8. 伊賀市農業・農村の課題整理

各種統計データ分析や、伊賀市における農業者・農業関連団体の意識・意向を踏まえ、伊賀市の農業・農村の課題を整理します。

表 2-3(1)伊賀市農業・農村の課題

項目	現 状	課 題
農業者	◆総農家数は、平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間で 3 割以上減少している。 ◆三重県全体と比較すると、農家・農業従事者の高齢化が特に進行している。 ◆農業経営体数は、平成 27 年から令和 7 年までの 10 年間で 4 割減少しているが、このうち法人経営体数に限ると微増傾向にある。 ◆直近 10 年における農業経営体数の推移を経営耕地面積規模別・農産物販売金額規模別にみると、小規模な経営体数が特に減少している一方で、大規模な経営体数については横ばいで推移している。 ◆他業種と比較して新規就農のハードルは高く、就農に際し、相談できる人、指導できる人が地域に必要。 ◆新規就農しても、長く続かず離農する人もいる。 ◆<u>市内の農業高校生は、収入や初期投資への不安を感じている生徒が多い。</u>	◆伊賀市における農家・農業従事者の高齢化率を踏まえると、今後、さらなる農家数の減少が予想される。 ◆特に、小規模農家、兼業農家について、今後も大幅な減少が予想される。 ◆担い手等への農地集積・集約は進んでいるものの、農家数の不足により、農地や農村の維持が困難になりつつある。 ◆農業・農村の持続には、担い手等への支援のみならず、伊賀市の農家の多数を占める、小規模農家・兼業農家が農業を続けられるための支援が必要。 ◆新規就農者の育成・確保に対しては、<u>経営継承や農地取得の円滑化、技術習得等に加え、指導農家等の育成や、地域とのつながりが持てるような支援も必要。</u> ◆<u>食育や農業体験などの取組を通して、将来を担う若者世代へのアプローチが必要。</u>

表 2-3(2)伊賀市農業・農村の課題

項目	現 状	課 題
農地	◆農家数の減少等に伴い、耕作放棄地の拡大が懸念される。 ◆水稻作が盛んな伊賀市では、農地に占める水田の割合が大きい。一方でかんがい用水が足りない、ほ場の水はけが悪いといった、かんがい排水に関する課題が発生している。 ◆直近5年における担い手への農地集積面積・農地集積率は微増にとどまる。 ◆農地を維持管理する上で必要な、農地法面などの草刈りが大きな負担となっている。 ◆離農、高齢化、混住化（非農家の増加）等により、農地の維持管理にかかる共同活動への参加者が減っており、活動の維持が困難になりつつある。 ◆鳥獣害防止設備の整備は一巡しているが、耐用年数が経過している。	◆農家数が減少するなか、耕作放棄地の発生を防止するためにも、担い手への農地集積を進め、農地の保全を図る必要がある。 ◆一方、担い手への負担を軽減するため、農地の集約や大区画化等を通して、農作業の効率化を図る必要がある。 ◆農業水利施設のストックマネジメントによる長寿命化や再整備、ほ場の大区画化など、効率的な農業生産のための基盤整備が求められる。 ◆農地の維持管理を続ける上でも、農家数の確保が必要。そのためにも、今いる農家が引き続き農業を続けられるような環境を整備しなければならない。 ◆鳥獣害防止設備の維持管理・補強を継続する必要があるとともに、耐用年数が経過したものは、再整備の必要がある。

表 2-3(3)伊賀市農業・農村の課題

項目	現 状	課 題
農業 生産	◆直近5年における農業産出額のうち、米類や乳用牛の産出額が減少している一方で、野菜類、果実類、肉用牛等の産出額は増加している。 ◆直近10年における鳥獣被害額は増加傾向にある。 ◆農業機械価格が高く、更新、導入が困難である。 ◆肥料、農薬、燃料などの価格が高騰しており、農業経費が増大している。 ◆農業経営所得安定対策、鳥獣害対策、共同施設の維持管理や補修活動への支援を望む意見が多い。 ◆中山間地域では農業にかかる経費・労力が大きい。	◆高齢化、農業機械の更新困難、価格高騰による農業経費の増大等により、農業を続けることが困難な農家が多い。 ◆兼業農家などの小規模農家は、投資額の大きい農業機械の更新が難しい。 ◆ハウス、農業機械などの初期投資が高額であるため、水稻や施設栽培への新規就農が難しい。 ◆鳥獣被害は営農意欲の減退につながるとともに、鳥獣害対策にかかる労力が大きい。
加工 ・ 流通 ・ 販売 ・ 消費	◆物価高騰等による農業経費の増大に対し、農産物価格の向上が追い付いていない。 ◆伊賀米は市外からの購入者も多い。 ◆有機農産物は、契約栽培による直接出荷体制により、生産者と消費者の信頼関係が培われてきた。	◆農産物を適正価格で販売するためには、消費者に農家の想い、農業生産にかかるコスト、農業の多面的機能などへの理解を促進し、消費者の意識を変える必要がある。 ◆伊賀産農産物の魅力をより一層発信する必要がある。その際、生産者の想いが消費者に伝わることを望ましい。 ◆消費者と生産者が交流できる機会の拡充、食育や農業体験の機会の拡充を通して、消費者が農業・農村への理解を深める必要がある。
農村	◆農村では、都市部・平野部と比較した生活環境が要因となり、人口流出が続く。 ◆農地は農業生産だけでなく、多面的機能の維持・発揮にも必要。	◆伊賀市の農村で生活するためには、医療・福祉環境、買い物環境などの課題への対策が必要。 ◆移住者が新規就農する際、住居の確保が難しい。

第3章 伊賀市農業・農村の将来像

1. 伊賀市農業・農村の将来像が目指す「夢のある農業」

伊賀市のまちづくりの最上位計画である「第3次伊賀市総合計画」では、伊賀市のめざす姿（将来像）として「すべてのひとが輝く 地域が輝く ～みんなで話そう 伊賀市の未来～」を掲げ、農林業のめざす姿として「人と自然が共生し、農林業を元気にする」を掲げています。

農業は、食料の供給という基本的な役割に加え、地域コミュニティの形成、美しい農村景観の創出、自然環境・生物多様性の保全、防災・減災機能の発揮など、地域を支える多様な役割を果たしています。

農業がもつ様々な役割が十分に発揮され、持続的で魅力ある農業を実現するためには、農業を担う農業者が、誇りと生きがいを持って農業を続けられる社会が望まれます。そして、消費者である市民一人ひとりが農業の魅力に触れ、その恩恵を理解し、農業を担う農業者への誇り・憧れを抱きリスペクトするとともに、地産地消といった消費活動を通して、伊賀市農業の最大の応援団となる社会の実現が求められます。

そのためには、農業者、市民、関係機関、行政などの多様な主体が連携し、伊賀市農業の振興のための生産活動、購買活動、地域づくりに一体となって取り組む必要があります。

本計画では、これらの基本認識を踏まえた上で、伊賀市農業・農村が目指す10年後の姿である「夢のある農業」を、以下の考えのもとに描いていきます。

(1)伊賀市が目指す夢のある農業

(2)(1)10年後の農業の姿

伊賀市では、農業を、農業者だけが担うものではなく、農業に従事する人、農産物を売る人、食べる人、農業を応援する人など、市民みんなの営みにすることを目指します。そして、市民一人ひとりが伊賀の農業とつながり、農業を身近なものとして、多くの人が農業に関わる将来を目指します。

農業者にとっては、経営規模の大小に関わらず、農業を営む、あるいはこれから農業に関わろうとする多様な担い手が、作物を育て、売り、食べてもらえる喜びを感じながら、誇りと生きがいを持って農業を続けられる将来を目指します。

消費者にとっては、幼少期から農業・農業者と関わる機会があり、農業がもたらす恩恵を理解し、農業者の想いを受け取ることで、私たちの食を担う農業と農業者への誇りや憧れを抱きリスペクトするとともに、伊賀市産農畜産物の購入・消費を心がける意識が醸成されている将来を目指します。

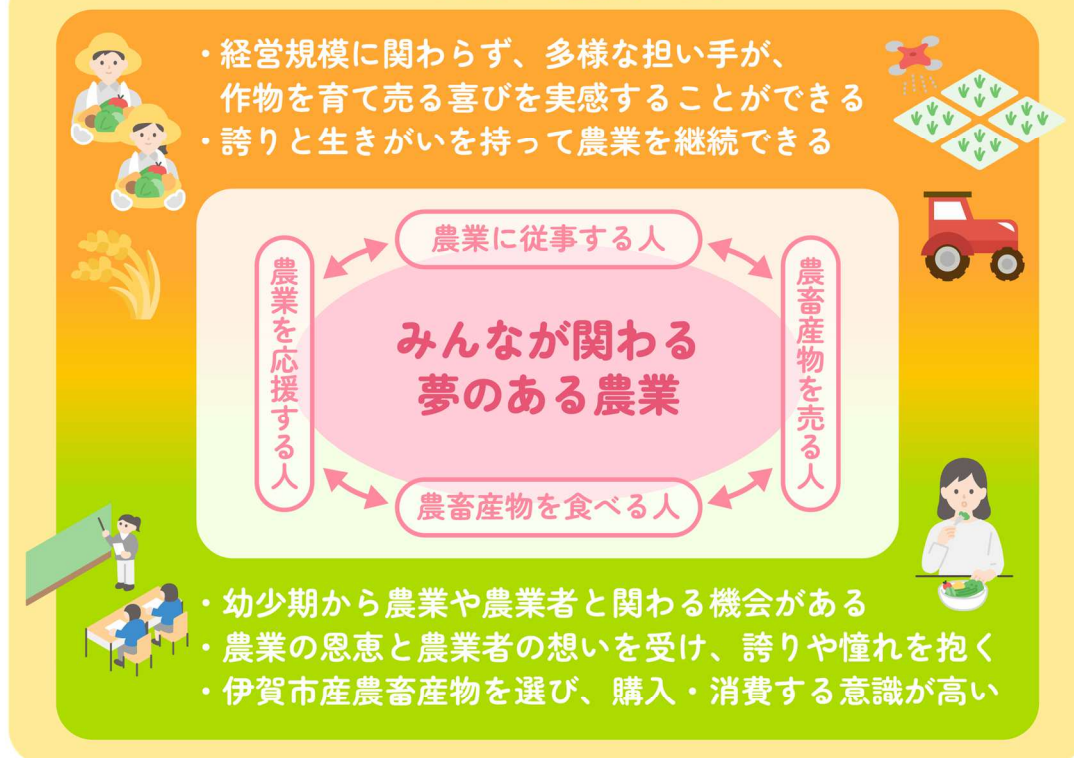
(3)(2) 10年後の農村の姿

10年後の農業の姿を実現し、伊賀市民の生活と農業の関わりをより大きくすることで、田畑、家屋、自然が織りなす伊賀市の農村景観が守られ、農業者だけでなく市民一人ひとりが、誇りを持って伊賀市の農業・農村を語れる姿を目指します。

そして、子どもや若者が、伊賀市の農村に希望と憧れを抱き、暮らし、働き、交流する未来を描ける、次の世代につなぐ農村を目指します。

伊賀市が目指す「夢のある農業」

10年後の農業の姿



10年後の農村の姿

市民一人ひとりが伊賀市の農業・農村を誇りを持って語れる

若者世代が伊賀市の農村に希望と憧れを抱き次の世代につなげる



図3-1 伊賀市が目指す「夢のある農業」のイメージ

2. 基本理念

伊賀市農業・農村が目指す 10 年後の姿である「夢のある農業」の実現のために、伊賀市が掲げる「基本理念」を、以下のように定めます。

伊賀らしい農業・農村の継承から広がる夢のある未来

“伊賀らしい”

伊賀には、古来より培われてきた「人と自然」「食と農」「多様な担い手」「環境との調和」といった自慢の資源が数多くあります。



“農業・農村の継承から広がる”

これまで築かれてきた伊賀の農業・農村を守り受け継ぐことが、夢を描く第一歩、という想いを込めました。



“夢のある未来”

伊賀市農業を担う市民一人ひとりが、夢や誇り、生きがいを持って農業に関わり、それぞれの想いを実現できる未来を、「夢のある未来」としました。

3. 目指すべき将来像

基本理念の具体像として、伊賀市農業・農村の「目指すべき将来像」を、それぞれ以下のように定めます。

農業の将来像：

すべての市民が誇りと生きがいを持って関わり続けられる伊賀の農業

農村の将来像：

美しい風景の中で多様な市民が農の魅力にふれあえる伊賀の農村

【基本理念】
伊賀らしい農業・農村の継承から広がる夢のある未来

【目指すべき将来像】

すべての市民が誇りと生きがいを持って
関わり続けられる伊賀の農業

美しい風景の中で多様な市民が
農の魅力にふれあえる伊賀の農村



図3-2 伊賀市農業・農村のめざす姿

4. 将来像の実現のための基本方針

これまでに整理した伊賀市における農業・農村の現状と課題を踏まえ、伊賀市農業の目指すべき将来像「**すべての市民が誇りと生きがいを持って関わり続けられる伊賀の農業**」、伊賀市農村の目指すべき将来像「**美しい風景の中で多様な市民が農の魅力にふれあえる伊賀の農村**」の実現に向けて、「農業者」、「農地」、「農業生産」、「加工・流通・販売」、「消費」、「農村」の各分野別に、以下の基本方針を設定します。

表 3-1 分野別の基本方針

分 野	基 本 方 針
農業者	担い手の育成・確保
農地	農業生産基盤の保全
農業生産	農業生産の振興
加工・流通・販売	加工・流通・販売開拓
消費	食と農の関わりの推進
農村	農村の振興

「基本理念」、「目指すべき将来像」、「基本方針」を整理すると、下図のように、「基本理念」を実現するための「目指すべき将来像」、「目指すべき将来像」を実現するための「基本方針」、という体系になります。そして、それぞれの基本方針に沿って、具体的な施策の展開を図ります。

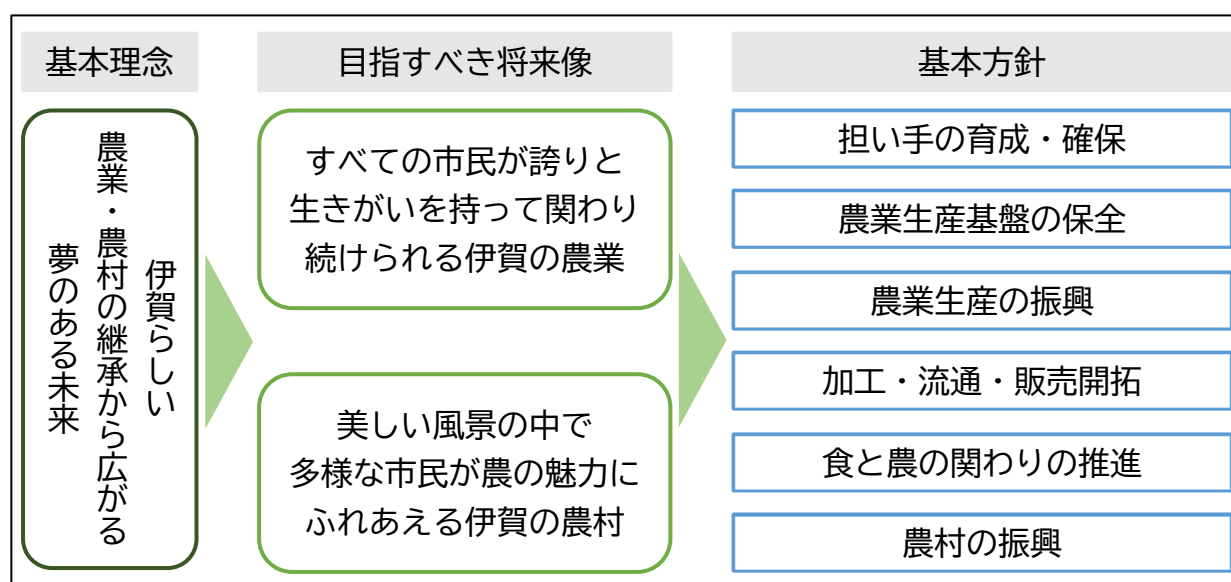


図 3-2-3 基本理念・目指すべき将来像・基本方針の体系図

(1) 農業者に関する基本方針「担い手の育成・確保」



現状と課題

全国の農村と同様に、伊賀市においても今後、農業従事者数のさらなる減少が予想されます。担い手等への農地集積・集約は進んでいるものの、農業従事者数の不足から、農地や用水路等の農業生産基盤の維持が困難になりつつあります。

また、資金確保、農地取得など様々な要因により、農業への参入ハードルは他産業と比較して高く、新規就農者の確保についても重要な課題となっています。

今後の方針

伊賀市農業・農村の持続的な発展のために最も重要なことは、農業に関わる人材の確保です。そのためには、経営継承や農地取得の円滑化、技術習得や指導体制の強化などを通じた新規就農者の育成・確保を進めるほか、地域農業の担い手への支援、さらには伊賀市における農家の多数を占める小規模農家・兼業農家への支援にも取り組み、今、伊賀市で農業を営む農業者が、これからも誇りや生きがいを持って農業を続けることができるように努めます。

また、高齢者、女性、障がい者など多様な人材が生きがいをもって農業に関わることができる社会の実現を目指します。

(2) 農地に関する基本方針「農業生産基盤の保全」



現状と課題

農業水利施設などが老朽化している箇所や、主に中山間地域に存在する区画整理未実施のほ場においては、効率的な農業生産が難しい状態です。

また、農家数の減少に伴い、耕作放棄地が増加しているとともに、畦畔や水路の維持管理についても農家一人当たりの負担が増加しています。

市域の多くが中山間地域に含まれる伊賀市では、鳥獣害も大きな課題となっています。耕作放棄地の増加は野生鳥獣の生息域拡大につながっているほか、これまでに整備した侵入防止設備の耐用年数が経過しつつあります。

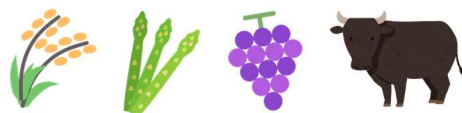
今後の方針

伊賀市の農業を次世代へと継承し、持続的に発展させるためには、農業水利施設などの土地改良施設の計画的な改修や再整備を進める等、農地・農村資源の保全に努める必要があります。そのためには、地域計画の策定、協議の場を通して、関係者の合意形成を推進します。

また、農業者・地域住民が担う農地・農村資源の維持管理活動について、今後も活動が持続できるよう、直接支払制度の普及や活動の周知などを進めます。

鳥獣害対策については、侵入防止設備の維持管理・補強のみならず、耐用年数が経過する箇所については再整備も進めていきます。

(3)農業生産に関する基本方針「農業生産の振興」



現状と課題

伊賀市では、良質な土壌と寒暖差の大きな気候を活かし、伊賀米コシヒカリや伊賀牛、アスパラガス、伊賀の芭蕉ねぎ、白鳳梨といったブランド農産物（「IGAMONO」）をはじめ、多くの特産農産物が生産されています。また、伊賀市は全国でも有数の有機農業が盛んな地域であり、令和6年には名張市と共同で「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。

一方で近年の高温や渇水、豪雨等の異常気象が、農産物の生産量や品質に影響を及ぼしています。また、農業従事者の高齢化や、価格高騰による農業経費の増大により、特に中山間地域の農家や経営規模が小規模な農家ほど、農業を続けることが難しくなっています。また、さらに、水稻作や施設栽培については、農業機械やハウスなどの初期投資の負担が大きく、新規就農のハードルが高い状況です。

今後の方針

これまで培われてきた伊賀市農業の強みを活かしつつ、経営規模の拡大や農業従事者の減少・高齢化、気候変動、物価変動、需要の多様化等、様々な局面に対応した持続的な農業の推進を図るべく、生産者やＪＡ、県農業改良普及センター等の関係機関と連携し、伊賀産農畜産物のさらなる生産振興に努めます。

また、伊賀市農業の特徴である有機農業や耕畜連携、資源循環の取組をさらに推進し、環境負荷を低減したに資する農業の振興を図るとともに、各種制度活用の推進を通して、条件が不利な中山間地域においても、営農が継続できる環境づくりを進めます。

(4)農畜産物の加工・流通・販売に関する基本方針「加工・流通・販売開拓」



現状と課題

伊賀米コシヒカリは市外からの購入も多く、人気のブランド米となっています。

伊賀牛は精肉店との生体取引で出荷されていることが大きな特徴です。農家庭先での取引のため、生産者が精肉店と直接値段を交渉することができます。

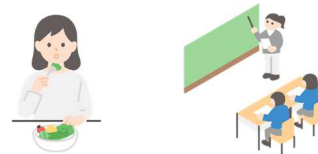
伊賀産の有機農産物は、契約栽培による直接出荷体制が続けられており、生産者と消費者の信頼関係が培われてきました。

一方で、近年の物価高騰等による農業生産費の増大に対して、農畜産物価格の向上が追い付いておらず、農業経営が厳しい農業者も増えている状態です。

今後の方針

6次産業化等を通じた伊賀産農畜産物の付加価値化により、農業所得の向上を図ります。また、伊賀産農畜産物のさらなる消費拡大を目指し、商業・観光と一体となって、伊賀市内外の消費者に向けた伊賀産農畜産物の魅力発信に取り組む他、生産者の取り組みや想いが消費者に見える形で届くよう、「IGAMONO」や「IGAGREEN」といったブランド登録制度等を通して、流通・販売を促進します。

(5)消費に関する基本方針「食と農の関わりの推進」



現状と課題

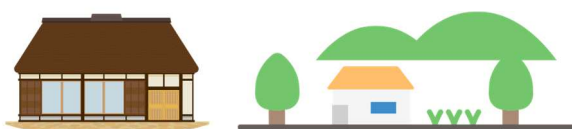
農業・農村は、国民が生活するために必要な食料生産の場として非常に重要な役割を果たしています。伊賀市においては、伊賀産食材を利用した「いがスマイル給食」など、地産地消や食育の取組が進められています。

一方で、農産物の生産費に見合わない販売価格や、農業従事者の減少による農村資源の維持管理活動の困難化などの現状に対し、持続可能な農業の実現に向けて生産者だけでなく消費者も一体となり取り組む必要があります。

今後の方針

農業の持続的な発展や食料の安定的な供給に向け、消費者である市民が生産現場の実態を理解し、日々の購買行動によって生産者を支えることが重要です。市民に向けた食育を通して、伊賀産農畜産物の消費拡大やフードロスの削減などを推進するほか、します。また、既存の各種取組との連携を通して生産者と消費者の交流を促進し、農畜産物に込められている生産者の想い、農畜産物の生産にかかる労力や費用、農業・農村の有する多面的機能など、農業や食に対する消費者の理解・関心の醸成を図ります。そして、地産地消や農作業への参画など、持続的な農業に寄与する「消費者意識の向上」と「行動変容」を促します。

(6)農村に関する基本方針「農村の振興」



現状と課題

経済構造の変動や農家の兼業化の進行、農業従事者の高齢化や離農、人口減少や核家族化の進行とこれらに伴うコミュニティ機能の低下等により、農地や用水路など農業生産基盤の機能低下・機能喪失、空き家の発生、医療・商業サービスなどの縮小・撤退、祭りなど地域文化の担い手減少などの課題が発生し、農村生活環境、農村景観、農村文化などに影響が生じています。

また、空き家の発生が問題になっている一方で、市外や市内他地域からの移住者が新規就農する際、住居の確保が課題となっている状態です。

今後の方針

伊賀盆地に広がる田畑や農村集落が織りなす伊賀市特有の田園風景を守り、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるために、また、市民が将来にわたって伊賀の農村で生活し続け、安心して農業生産活動を行えるように、さらには伊賀の農村で生活したいと思える人を増やすために、農地や用水路などの農業生産基盤をはじめとする農村環境の保全や、関係部局との連携による道路や住居などの生活環境の確保・整備に取り組みます。

5. 本計画の施策体系

基本方針	基本施策	個別施策	優先度
担い手の育成・確保	新規就農者の育成・確保	農業アカデミーの開講	
		新規就農者への伴走支援	
		市外からの新規就農者の確保	
		農業経営継承の推進	
		未来の担い手づくり	
	多様な担い手の育成・確保	多様な担い手の育成	
		大規模農家・認定農業者への支援	
		集落営農への支援	
		小規模農家への支援	
		高齢農業者への支援	
		女性農業者への支援	
		農福連携の推進	
農業生産基盤の保全	農地の保全・耕作放棄地の発生防止	地域計画の推進	
		担い手への農地集積・集約の推進	
		ほ場の大区画化の推進	
	農村資源の保全	用排水施設の保全	
		ため池の保全	
	農村資源保全のための共同活動への支援	水路・農道など共用設備の維持管理活動への支援	
	鳥獣害対策	獣害防止柵の補修支援	
		狩猟免許の取得支援	
農業生産の振興	特産品の生産振興	伊賀米	
		アスパラガス、ナバナ、イチゴ、トマト、メロン、キャベツ、白ねぎ など	
		ブドウ、ナシ など	
		伊賀牛	
	環境負荷低減の取組推進	有機農業など環境に配慮した農業の振興	
		耕畜連携の推進	
		資源循環の推進	
	中山間地域の農業振興	中山間地域での営農継続支援	

基本方針	基本施策	個別施策	優先度
加工・流通・販売 開拓	販路拡大・ブランド力の向上	加工品の生産・販売促進	
		有機農産物や <u>IGAGREEN</u> <u>登録の農産物</u> の流通促進	
		<u>小ロット販売の促進</u>	
		伊賀産農畜産物の PR 推進	
食と農の関わりの 推進	地産地消・食育の推進	<u>地産地消の推進</u>	
		家庭等における食育の推進	
		学校等における食育の推進	
		地域における食育の推進	
		環境に配慮した消費の推進	
	農業への理解の促進	生産者と消費者の交流促進	
		農業体験機会の創出	
		農業・農村への関心拡大の促進	
農村の振興	農村生活環境の保全	多面的機能の維持・発揮	
		道路など生活基盤の維持	
		農家家屋の修繕補助	
		空き家・空き店舗の活用	



第4章 基本施策・個別施策

1. 基本方針「担い手の育成・確保」

【指標と目標】

指標名	現状値 (R 7 年度)	目標値 (R 18 年度)	関連する項目
認定農業者及び 認定新規就農者の合計数	216 名	265 名	農業アカデミーの開講 新規就農者への伴走支援 認定農業者への支援 など



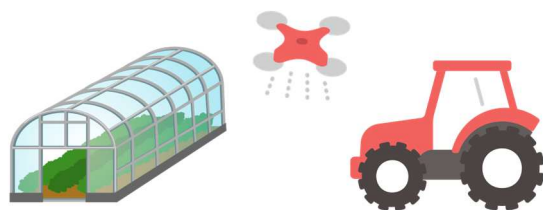
(1)基本施策「新規就農者の育成・確保」

個別施策	施策内容
農業アカデミーの開講	◆伊賀市の農業を支える担い手となる就農者を育成し、伊賀市の農業と農村の未来を創造する人づくりに寄与することを目的に、就農者に対し就農に関する知識や経験を取得する学びの場を提供する「伊賀市農業アカデミー事業」を実施します。
新規就農者への伴走支援	◆就農希望者に対して、農地中間管理機構や農業委員会等の関係機関と連携し、市内の農地、市内農業法人からの雇用就農の求人、リーダー人材・指導者、各種研修や補助制度などの情報を提供し、伊賀市での円滑な就農を支援します。 ◆適正な規模・性能の農業施設・農業機械の導入や、既存施設や中古農業機械等の利用を促進し、農業経営開始時における投資額の低減を図ります。 ◆集落営農等の既存営農団体との連携により、これらの組織が新規就農者にとっての「就農の場」、「育成の場」と段階的な役割を担えるよう伴走支援を実施することで、新規就農者の成長と、地域への定着を図ります。
市外からの新規就農者の確保	◆伊賀市への移住促進に関する各種取組と連携し、住宅や子育てなどの伊賀市での暮らしに関する情報を積極的に発信し、市内での就農を希望する市外からの新たな担い手の確保を図ります。
農業経営継承の推進	◆ＪＡや三重県と連携し、後継者就農や第三者継承に対する相談体制の充実を図ることで、農業経営の円滑な継承を推進します。

個別施策	施策内容
未来の担い手づくり	◆市内中学・高校などと連携し、就農ルートの情報発信などを通して、未来を担う子どもたちがキャリアとしての農業をより具体的にイメージできる環境整備を進めます。

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	新規就農者へのノウハウ提供や支援に努めます。
J A	新規就農者の確保及び育成に努めるとともに、行政と連携し、新規就農者の受入体制の強化と就農定着への支援を行います。
行政	新規就農者等の受入体制を確保し、伊賀市での新規就農及び就農定着を推進します。



(2)基本施策「多様な担い手の育成・確保」

個別施策	施策内容
多様な担い手の育成	◆農業アカデミーや三重県農業大学校等と連携し、既存農業者が技術・経営を学ぶ機会の拡大に取り組むとともに、既存の青年農業者組織や認定農業者組織を中心とした若い世代の交流を推進し、意欲的な担い手の所得向上や経営規模の拡大を支援します。 ◆J Aや集落営農組織等と連携し、先輩農業者から新規就農者や若手農業者への、知識や経験の継承促進を図ります。
大規模農家・認定農業者への支援	◆地域計画の目標地図に位置付けられた担い手等、地域農業の中心的な役割を担う認定農業者や大規模農家に対し、認定農業者制度の活用や法人化の普及などを通して、農地の集積・集約を進めるとともに、農業用施設や農業機械の導入・更新等を支援し、経営基盤の強化や経営規模の拡大を図ります。

個別施策	施策内容
集落営農への支援	◆ 農業者の高齢化や後継者不足に対応するため、地域単位で共同して営農活動を行い、地域の農業を担う集落営農組織に対して、農業用施設の新築・改修費及び農業機械の購入費等への補助事業に取り組み、農業用施設や農業機械の共同利用を推進します。 ◆ J Aや先進経営体との連携を通して、集落営農等に対してスマート農機等の導入に係る情報を積極的に提供し、営農の省力化や効率化を図ります。
小規模農家への支援	◆ 伊賀市の農業・農村の振興には、担い手や新規就農者等への支援だけでなく、既存農家の大半を占める小規模農家への支援が不可欠です。農業機械の購入・修繕費に係る負担軽減や、J A等が実施する農業機械のリース事業の活用推進などを通して、小規模農家の営農継続を支援します。 ◆ J A等と連携し、オペレーターの確保や農作業マッチングを通して農作業の受委託を推進することで、小規模農家の作業負担の軽減を図ります。
高齢農業者への支援	◆ 伊賀市における農業従事者には、定年後に農業に専念する方や帰農する方が多くを占めます。農作業負担の軽減を図るために、作業の共同化や受委託を推進するとともに、農業機械の購入・修繕費に係る負担軽減や、J A等が実施する農業機械のリース事業の活用推進などを通して、生きがいを持って農業を続けられる環境をつくれます。
女性農業者への支援	◆ 女性農業者への情報提供や技術普及等により、農業生産・加工・販売等、様々な場面において女性農業者が活躍できる環境づくりを推進します。 ◆ 家族経営協定の推進などを通して、女性農業者が働きやすい環境づくりを進めます。
農福連携の推進	◆ 農業労働力の確保等といった農業・農村の課題と、障がい者等の就労先の確保等といった障がい者福祉の課題の解決を図るため、農福連携を推進します。具体的には、三重県やJ A、農福連携コーディネーター等中間支援組織との連携を図りながら、生産・加工・流通・販売の各段階における農業者・農業関係団体と、福祉事業所のマッチング機会の拡大を目指します。

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	研修や交流会への参加を通して知識・技能の向上に努めるとともに、地域農業の維持・発展に取り組みます。
J A	研修機会の提供や交流会の開催、農業機械の共同利用の促進等を通して、担い手の育成指導及び農業経営の継続を図ります。
行政	農業者が必要とする知識・技能に関する研修や若手交流会等を実施するとともに、多様な担い手が活躍できる環境整備を推進します。

■多様な担い手について

伊賀市の農業者には、認定農業者や法人経営体などを中心に、兼業農家や自給的農家、集落営農組織、女性農業者、高齢農業者、さらにはこれから農業をはじめようとする農家後継者や新規就農者など、多種多様な形態があります。加えて、農福連携や企業参入といった新たな形態も含め、これらすべてを伊賀市農業を支える「多様な担い手」と位置付け、それぞれが生きがいを持って農業に取り組み、継続できる環境づくりを進めます。

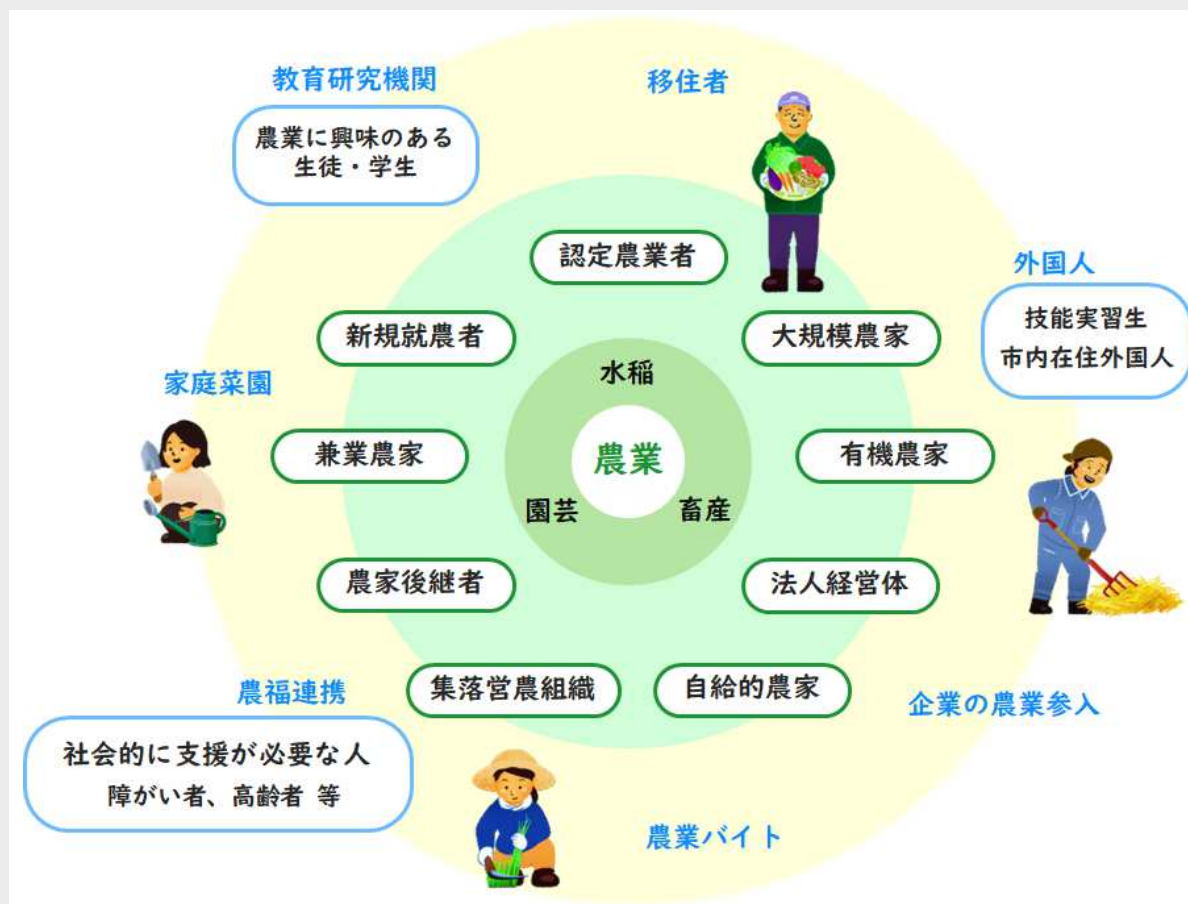


図 4-1 多様な担い手のイメージ

2. 基本方針「農業生産基盤の保全」

【指標と目標】

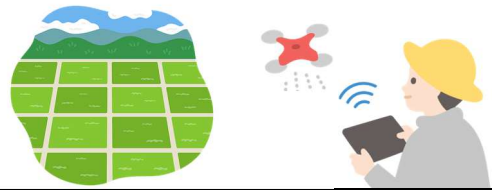
指標名	現状値 (R 7 年度)	目標値 (R 18 年度)	関連する項目
地域計画の策定数	100 地区	195 地区	地域計画の推進



(1) 基本施策「農地の保全・耕作放棄地の発生防止」

個別施策	施策内容
地域計画の推進	◆地域農業の将来の在り方や将来の農地利用の姿を明確にするため、地域での話し合いを通じた地域計画の策定を推進します。市内の全農業集落における計画策定を目指すとともに、地域の実情に応じた実効性のある計画とするため、策定後も適宜見直しを行い、計画の着実な実現を図ります。
担い手への農地集積・集約の推進	◆担い手がない農地など、将来的に耕作放棄地になる可能性のある農地について、J A等の関係機関と連携し、地域計画・目標地図の実現に向け、担い手への円滑な集積・集約を図ります。 ◆平場地域と比較して、担い手への集積・集約の推進が難しい中山間地域においては、多様な担い手への経営継承や、農作業受委託等の推進を通して、農地利用の維持を図ります。 ◆地域計画の策定・見直しに伴う協議の場などを活用して、農業者間の合意形成を推進します。



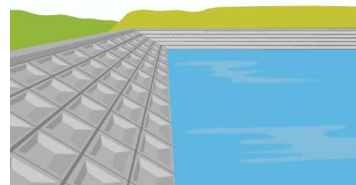


個別施策	施策内容
ほ場の大区画化の推進	◆ロボット技術・自動操舵技術などを活用したスマート農業の効果を最大に発揮するためには、大区画ほ場の整備が必要です。市内の優良農地について、用排水路や農道の配置や規模の見直し、畦畔の除去等によるほ場の大区画化を実施して、効率的な営農を図ります。 ◆地域計画の策定・見直しに伴う協議の場などを活用して、農業者間の合意形成を推進します。 ◆大区画化等の区画整理事業の実施に向けて、国・県への働きかけを行います。

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	地域計画の策定・見直しにおける協議の場などへ参画し、地域の農地利用や農業の将来像について検討します。
J A	農地集積・集約に向けた調整や協議の場などを通じた合意形成の促進により、地域農地の有効利用及び保全を図ります。
行政	地域計画の策定及び見直しを計画的に推進し、農地利用の方針を明確化するとともに、農業者間の合意形成を支援し、営農環境の整備を図ります。





(2)基本施策「農村資源の保全」

個別施策	施策内容
用排水施設の保全	◆農業用水路などの用排水施設について、ストックマネジメント手法を導入し、施設の状況に応じた計画的な補修・補強工事などを行い、長寿命化を図ることで、安心して農業生産活動ができる環境を確保します。 ◆効率的な営農のために、農業水利施設の再整備・パイプライン化についても地域計画の策定・見直しに伴う協議の場などを活用して検討し、事業実施に向けて国・県への働きかけを行います。
ため池の保全	◆計画的なストックマネジメントを踏まえた改修工事により、ため池の長寿命化を図ります。 ◆農業用水の利用がなくなったため池については、決壊による水害などの災害を防止するため、廃池工事を実施します。

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	施設の適正管理に協力するとともに、施設の再整備や更新等に係る協議の場への参画を通じて、円滑な合意形成に努めます。
土地改良区	行政や受益農業者と協働し、ストックマネジメントに基づく施設の計画的な保全・更新を推進するとともに、農業生産基盤整備事業の実施に向けて、関係機関に働きかけます。
行政	ストックマネジメントに基づく施設の計画的な保全・更新を推進するとともに、農業生産基盤整備事業の実施に向けて、関係機関に働きかけます。





(3)基本施策「農村資源保全のための共同活動への支援」

個別施策	施策内容
水路・農道など共用設備の維持管理活動への支援	◆農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域の共同活動を支援する多面的機能支払制度の普及に向け、情報発信を行います。 ◆情報発信を通して、水路や農道などを農村地域全体の共有財産として捉える意識を非農家含む地域全体に浸透させ、地域ぐるみの維持管理活動を推進するとともに、学校や企業の維持管理活動への参画についても推進します。 ◆多面的機能支払交付金の活用にかかる事務負担を軽減するため、事務作業の簡素化、外部委託、広域化等を検討することで、農業用水路、農道など農業用施設の維持管理や補修活動の継続を支援します。

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	営農の継続に向け、共用施設・設備の適正な維持管理に努めます。
市民	草刈りや水路の泥上げへの協力などを通じて、農業・農村の有する多面的機能の維持を図ります。
土地改良区	共用施設・設備の維持管理主体として、多面的機能支払制度に係る活動の推進や支援、受益農業者への啓発等を行います。
行政	多面的機能支払制度に関する情報提供等により、施設・設備の維持管理活動の円滑な実施を図り、農業者の負担軽減に取り組みます。



(4)基本施策「鳥獣害対策」



個別施策	施策内容
獣害防止柵の補修支援	◆獣害防止柵の維持管理や補強資材の導入、ならびに耐用年数を経過した獣害防止柵の更新への支援を行うことで、有害獣の侵入防止効果の継続・強化を図ります。
狩猟免許の取得支援	◆有害獣の個体数を減らすため、わな、追払い資材の購入経費への補助、狩猟免許取得経費への補助等を通して、有害獣捕獲を支援します。

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	獣害防止柵の維持管理や農作物残さの管理など、適正な鳥獣害対策に取り組めます。
J A	鳥獣害対策に関する情報提供や資材の導入支援を行います。
行政	鳥獣害対策に係る支援制度の運用や有害獣捕獲の取組を推進し、効果的な鳥獣害対策の構築を図ります。



3. 基本方針「農業生産の振興」

【指標と目標】

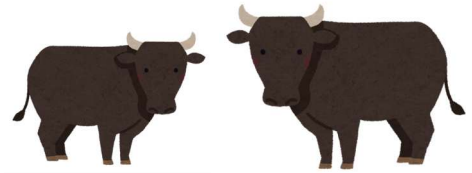
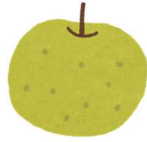
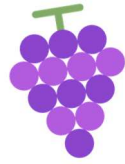
指標名	現状値 (R 5 年度)	目標値 (R 18 年度)	関連する項目
農業産出額（推計値）	97.4 億円	102 億円	<u>特産品の生産振興</u> <u>有機農業など環境に配慮した農業の振興</u> <u>中山間地域での営農継続支援</u>

注）企業養鶏による農業産出額は除く



(1)基本施策「特産品の生産振興」

個別施策	施策内容
伊賀米	◆伊賀市の基幹作物として、食味ランキング「特A」評価の継続を目指し、引き続き「伊賀米」ブランド確立のための栽培技術及び品質向上と、普及・販路拡大のための活動を、伊賀米振興協議会を通して推進します。 ◆気候変動に応じた耐暑性品種・生産方法の積極的な導入や、需要の多様化に応じた低アミロース品種、業務用品種の戦略的な作付け等を、伊賀米振興協議会を通して促進し、産地ブランドの強化を図ります。 ◆認定農業者等の担い手を中心とした生産組織及び農作業受委託組織等における生産性の高い米づくりを推進するため、育苗施設や乾燥庫、農業機械格納庫など共同施設の整備を支援します。
アスパラガス ナバナ イチゴ トマト メロン キャベツ 白ねぎ など	◆規模拡大や高齢化に応じた省力化、労働過重の軽減を図るため、移植、収穫、選別調整等の高能率作業機械の導入や、作業受委託、育苗作業の分業化を推進します。 ◆施設栽培においては、低コスト耐候性ハウスの活用、空きハウスや温室など既存施設の有効利用等により投資額の低減を図るとともに、生産の安定化を目指し、複合環境制御システムや高度栽培施設の導入を推進します。 ◆商品の高品質化、高付加価値化などに向けた取組を進めるとともに、集出荷施設等の整備を支援し、出荷体制の強化を図ります。



個別施策	施策内容
ブドウ ナシ など	◆ブドウについては、ＪＡ等との連携を通して生産団地の育成を図るとともに、地域の立地条件を活かした観光農業や、県内や関西方面への流通を促進します。 ◆ナシについては、産地規模を維持しながら、選果施設の高度化等による集出荷体制の強化を推進し、白鳳梨ブランドの強化を図ります。 ◆農業経営への投資額の軽減を図るため、既存の園地や施設機械の借入又は継承を進めます。また、収益確保に向け、販路の拡大や販売方法の多様化などの取組を促進します。
伊賀牛	◆生産の拡大安定と肉質等肥育技術の向上への取組や、肥育素牛の安定確保と経営の効率化を目指した繁殖肥育一貫経営の取組などを推進します。 ◆流通の追跡を可能とする牛トレーサビリティシステムの的確な運用により、安心・安全な牛肉生産を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場 HACCP 方式の導入による衛生管理対策の強化の取組を進めます。 ◆畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、収益力の向上等を目指す高収益型畜産連携体の育成を進めます。

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	高品質で安定した農畜産物の生産に取り組むとともに、積極的な情報発信や産地ブランド化の推進に努めます。
市民	農業や伊賀産農畜産物に関心を持ち、地産地消や地域産品の利用に努めます。
ＪＡ	特産品の生産支援を行うとともに、集出荷・流通体制の強化や産地ブランドの確立などにより販売促進に取り組みます。
行政	ブランドの強化、生産の安定化や施設整備への支援、販路拡大等により、特産品の生産振興を図ります。



(2)基本施策「環境負荷低減の取組推進」

個別施策	施策内容
有機農業など 環境に配慮し た農業の振興	◆伊賀市、名張市からなる伊賀地域は、かねてから有機農業者のネットワークが形成されており、有機農業者団体や有機 JAS 認証機関があることから、有機農業が盛んな地域です。このような背景から令和6年に名張市と共同で行った「オーガニックビレッジ宣言」に基づき、<u>慣行農業を尊重しつつ、関係団体とともに環境負荷を低減した農業の振興を図り、</u>生産から消費まで一貫した有機農業の取組を推進します。 ◆<u>環境負荷低減に取り組んで生産された農作物を対象としたブランド「IGAGREEN」への登録制度等を通じて、関係団体とともに環境に配慮した農業の振興を図ります。</u> ▲有機 JAS マーク ▲IGAGREEN マーク
耕畜連携の推進	◆ブランド牛「伊賀牛」の産地であり、県内有数の畜産地帯である強みを活かし、耕種農家、畜産農家及び関係団体と連携しながら、有機堆肥や飼料用米、<u>稲 WCS 用稲、稲わらなど地域資源</u>の利用拡大などを推進し、地域内の資源循環を図ります。
資源循環の推進	◆<u>生ごみ3きり運動（水きり・食べきり・使いきり）やコンポスト容器等を活用した生ごみの減量化・堆肥化をはじめ、市民が主体的に取り組むやすい事例の紹介など、フードロス・食品残渣の削減に向けた情報を発信します。</u> ◆<u>産業廃棄物業者や農業者等と連携し、食品廃棄物の飼料や肥料等への再資源化を推進します。</u>

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	有機農業などの環境保全型農業の実践に取り組むとともに、地域内資源循環の推進に努めます。
J A	堆肥や <u>WCS 用稲稲わら</u> などの地域資源の循環利用を促進するとともに、環境負荷低減に配慮した営農や有機農業の普及拡大を推進します。
行政	有機農業などの環境保全型農業の普及促進を図るとともに、関係機関との連携により耕畜連携による地域内循環の推進を図ります。



(3)基本施策「中山間地域の農業振興」

個別施策	施策内容
中山間地域での営農継続支援	◆中山間地域では地形的な制約等により、平場地域と比較して農作業や農地の維持管理に係る負担が大きく、経営規模の拡大等も難しいため、高齢化や人口の流出もあいまって、離農の加速が危惧されています。平地農業との生産条件格差額を交付金として直接農業者に交付する中山間地域等直接支払制度を活用し、中山間地域における<u>農業生産活動の継続を支援することで</u>、農業・農村環境の保全を図ります。 ◆中山間地域等直接支払制度の活用にかかる事務負担を軽減するため、事務作業の簡素化、外部委託、広域化<u>(複数の集落協定間の連携)</u>等を検討します。

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	中山間地域等直接支払制度を活用しながら、中山間地域の農業・農村環境の維持に努めます。
J A	中山間地域等直接支払制度の活用に向けた情報提供や相談支援を行い、取組の円滑な実施を支援します。
行政	中山間地域等直接支払制度の活用及び事務の効率化を推進し、中山間地域の農業・農村環境の維持及び営農継続を図ります。



4. 基本方針「加工・流通・販売開拓」

【指標と目標】

指標名	現状値 (R 7 年度)	目標値 (R 18年度)	関連する項目
「IGAGREEN」への 登録件数	12件	180件	IGAGREEN登録農産物の 流通促進



(1) 基本施策「販路拡大・ブランド力の向上」

個別施策	施策内容
加工品の生産 ・販売促進	◆ <u>6次産業化やブランド化を推進し、伊賀産農畜産物の付加価値向上につなげることで、儲かる農業の実現を図ります。</u> ◆ 6次産業化に取り組む農業者に対して、加工事業者や JA 等の流通・販売事業者との連携を通して情報発信や相談体制を強化し、事業拡大を推進<u>することで</u>、伊賀産農畜産物の<u>高付加価値化</u>を図ります。 ◆ 商業・観光事業者等との連携を通じた市内商業施設や観光拠点、宿泊施設での加工品の販売・PR や、ふるさと納税返礼品への採用により、伊賀産農畜産物を使用した加工品の流通・販売の拡大と、知名度向上を図ります。
有機農産物や IGAGREEN 登録の農産物 の流通促進	◆ <u>伊賀地域で生産された農産物について、栽培方法や環境へ配慮した取組を消費者に見える形で届けるための農作物ブランド「IGAGREEN」を活用した流通・販売を推進し、伊賀産農産物の付加価値向上を図ります。</u> ◆ 市内小中学校の給食に、市内で生産された有機農産物<u>など環境負荷低減に取り組んで生産された農産物</u>を積極的に利用することで、食育の推進と<u>伊賀産農産物の消費</u>拡大を図るとともに、生産者の<u>モチベーション</u>の<u>生産意欲</u>向上につなげます。
小ロット販売 の促進	◆ <u>関係機関との連携を通して、小規模農家等による農産物の小ロット販売を推進することで、地産地消の促進や地域内経済循環の活性化を図ります。</u>

個別施策	施策内容
伊賀産農畜産物のPR推進	◆関係機関と連携し、商業・観光と一体となって農産物のPRを推進します。特に、大消費地である関西圏や首都圏へのPRを引き続き推進し、販路拡大と知名度の向上を図ります。 ◆伊賀産農畜産物のPRにあたっては、生産者の想いが消費者に伝わるよう、ストーリー性に基づくブランディングを目指します。 ◆伊賀上野城や伊賀流忍者博物館、泊まれる図書館「旧上野市庁舎 SAKAKURA BASE」や伊賀流忍者体験施設「万川集海」などの観光拠点や伊賀上野観光協会と連携して、伊賀市への旅行者等をターゲットに、伊賀市産の食材や郷土料理等を提供・紹介することで、伊賀の食のファンを増やします。

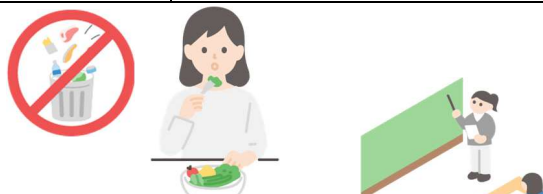
【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	高品質で付加価値の高い農畜産物の生産に取り組むとともに、直売やPR活動に際し、生産者の想いの見える化を通じた魅力発信を図ります。
市民	伊賀産農畜産物の積極的な購入を通じて、消費拡大に努めます。
<u>事業者</u>	<u>伊賀産農畜産物を活用した加工品づくりや、小ロット販売など農畜産物の販路拡大に努め、地産地消や地域内経済循環の活性化を図ります。</u>
J A	伊賀産農畜産物のPRやブランド化の推進を図るとともに、集出荷・流通体制の強化により、販路拡大に取り組めます。
行政	関係機関との連携により、伊賀産農畜産物の魅力発信や観光・教育分野と連動した地元農畜産物の利用促進を図ります。

5. 基本方針「食と農の関わりの推進」

【指標と目標】

指標名	現状値 (R7年度)	目標値 (R18年度)	関連する項目
「いがスマイル給食」の 実施回数	月2回	週1回以上	地産地消の推進 学校等における食育の推進



(1) 基本施策「地産地消・食育の推進」

個別施策	施策内容
地産地消の推進	◆教育委員会や市内観光施設等と連携して、「いがスマイル給食」の拡充や市内観光施設における伊賀産農畜産物の活用を促進し、地産地消の拡大を図ります。 ◆情報発信等を通じて、市民農園や家庭菜園における自給野菜の生産を促進し、地域内自給の向上を図ります。 ◆農業者や直売所との連携を通じて、縁故米の流通や、家庭菜園等で生じる余剰生産物の有効活用を促進し、地域内自給の向上を図ります。
家庭等における食育の推進	◆学校や幼稚園・保育園・こども園等や職場、地域等の協力を得ながら、朝食をとること「早寝早起き朝ごはん」の運動や、家族や友人等と食卓を囲む「共食」を推進し、子どもたちの健やかな生活習慣の形成を図ります。 ◆情報発信等を通じて、市民農園や家庭菜園における自給野菜の生産を促進し、地域内自給の向上を図ります。
学校等における食育の推進	◆伊賀産食材を利用した「いがスマイル給食」を通して、児童・生徒や保護者の地産地消や食育に対する興味や理解を深めます。 ◆地域の食文化や農業に対する理解を深め、生産者への感謝の気持ちを育むためには、子どもの頃から食や農業について学ぶことが重要です。そのため、学校における農業教育や農業体験、伊賀産農産物を使用した調理体験などの機会の充実に努め、児童・生徒の農業・食文化への理解を深めます。
地域における食育の推進	◆健康寿命の延伸に向け、健全な食生活の実践に向けた情報を発信します。 ◆市民が「食」の安全を考えた適切な選択ができるよう、食品の安全性に関する情報提供や食品表示についての周知を通じた啓発活動に取り組みます。

	◆ 農業者や直売所との連携を通じて、縁故米の流通や、家庭菜園等で生じる余剰生産物の有効活用を促進し、地域内自給の向上を図ります。
--	---

個別施策	施策内容
環境に配慮した消費の推進	◆食品の無駄や廃棄の少ない消費行動ができる消費者の育成、フードロス削減のために、市民や事業者に対して、イベントや広報等を通じた「<u>エシカル消費</u>」の啓発活動に取り組みます。 ◆<u>関係機関と連携し、フードバンクやフードドライブ等の活動を周知啓発することで、フードロス削減を図ります。</u>

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	伊賀産農畜産物の供給や食育活動への協力を通じて、地産地消の推進及び市民の「食」や「農」への理解促進に取り組みます。
市民	伊賀産農畜産物をはじめとする「食」や「農」について情報を収集し、関心のあるイベントへの参加や地産地消、地域産品の購入、 <u>フードロスの削減</u> に努めます。
J A	直売所の運営やイベントの開催等を通じて、地産地消の推進及び「食」や「農」に関わる機会の創出を図ります。
行政	学校給食等を活用した地産地消の推進を図るとともに、関係機関との連携により食育活動や農業体験機会の創出、情報発信等を通じて、「食」と「農」との関わりを推進します。



(2)基本施策「農業への理解の促進」



個別施策	施策内容
生産者と消費者の交流促進	◆地域で生産された農産物やその生産活動、農産物直売所の情報等を、伊賀市ホームページや、市の情報誌である「広報いが」、市公式 SNS（LINE、Facebook、YouTube、Instagram）等を活用して紹介します。 ◆地元農産物のマルシェ等のイベント開催について、主催者との連携を通して情報発信を行い、生産者と消費者の交流機会の拡大を図ります。
農業体験機会の創出	◆伊賀市農業公園における市民ふれあい農園の利用促進や、収穫体験への参加促進により、市民が農業にふれあう機会の充実を図り、暮らしのなかで農を楽しむ人づくりを進めます。 ◆市民農園や家庭菜園における自給野菜の生産、<u>家庭菜園で収穫した野菜</u>の直売所への出荷などを、情報発信や講習会の実施を通して促進し、市民が農に関わる機会の拡充を図ることで、消費者と農の距離を近づけます。 ◆J A いがふるさと、生活協同組合コープみえ等の関係機関や、市内の観光農園との連携を通して、田植えや収穫など多様な農業体験への参加促進を図ります。 ◆地域の需要と、学校教育や企業の CSR 活動のマッチング等を通して、農地の維持管理活動等への学校や企業等の参画を働きかけ、農業や食に対する消費者意識の醸成を図ります。
農業・農村への関心拡大の促進	◆観光に関する各種取組と連携しつつ、地域資源を活かした農業体験や農泊を推進するとともに、その成功事例を紹介し、都市部の住民の農業・農村への関心を促し、関係人口の拡大を図ります。 ◆農業体験や農泊による農業者との交流を通して、農業や農村生活、農畜産物に対する消費者の理解と共感の醸成を図ります。

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	生産活動や農産物の情報発信、交流イベントや農業体験の受入れ等を通じて、市民の農業への理解促進に協力します。
市民	農業体験や交流イベントへの参加、情報誌、地域産品の利用等を通じて、農業・農村の多面的機能や地域産業への理解を深めます。
J A	イベント開催や農業体験の実施・調整を通じて生産者と消費者の交流機会の拡大を図るとともに、農業への理解促進に取り組みます。
行政	関係機関との連携により農業体験や交流イベント等の機会創出を支援するとともに、情報誌やSNS等を通じて、農業への理解促進を図ります。

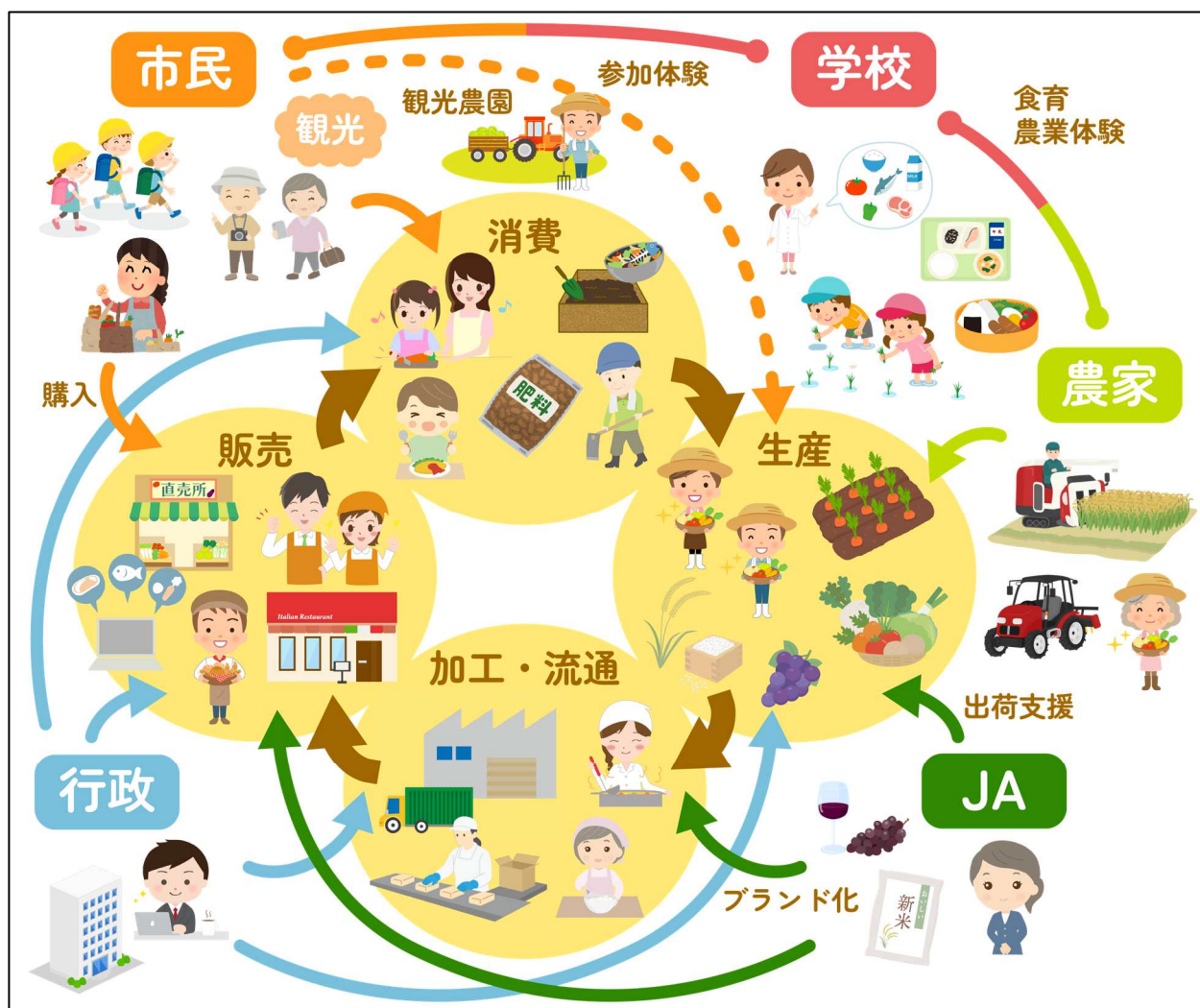


図 4-2 市民一人ひとりの農業への関わりのイメージ

6. 基本方針「農村の振興」

【指標と目標】

指標名	現状値 (R 7 年度)	目標値 (R 18 年度)	関連する項目
多面的機能発揮促進事業 の計画認定数	99 件	99 件	多面的機能の維持・発揮



(1) 基本施策「農村生活環境の保全」

個別施策	施策内容
多面的機能の 維持・発揮	◆農業・農村の有する多面的機能が将来にわたって維持・発揮されるよう、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用し、自然と調和した営農活動の継続と、それによる農村環境の保全を図ります。
道路など生活 基盤の維持	◆伊賀コリドールなどの広域農道をはじめ、農道や集落道を整備することで、零細団地の集団化、農業経営の協業化等による農作業の効率化を推進するとともに、農村生活環境における快適性の維持・向上を図ります。
農家家屋の修 繕補助	◆木造住宅等への耐震化支援など、農村における住宅修繕への支援等を通して快適な住環境を維持し、空き家の発生防止を図ることで、田畑と農家家屋等の建造物群が織りなす伊賀市の美しい農村景観を保全します。
空き家・空き 店舗の活用	◆伊賀市における空き家対策事業（「伊賀流空き家バンク」）や古民家等再生活用事業との連携を通して、空き家・空き店舗の発生防止・解消と、伊賀市の農村景観の保全を図るとともに、伊賀市外からの移住希望者・就農希望者の住居ニーズに対するマッチングを促進します。

【主な関連主体の役割】

主体	主な役割
農業者	環境に配慮した事業活動を推進するとともに、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用し、営農の継続と農村環境の保全に取り組みます。
市民	農業・農村の多面的機能や農村景観への理解を深めるとともに、草刈りへの協力などを通じて、快適な農村環境の維持を図ります。
行政	農道等の生活基盤整備や空き家対策等との連携により、農村の生活環境の向上及び景観の保全を図ります。

■農業・農村の有する多面的機能とは

農業・農村は、食料の生産・供給のみならず、国民全体に様々な恵みをもたらしています。これらの恵みを「農業・農村の有する多面的機能」と呼びます。農業・農村の有する多面的機能のうち代表的なものを、以下に整理します。

洪水を防ぐ機能

田畑は、雨水を一時的に貯めることができ、洪水を防止・軽減する

土砂崩れや土の流出を防ぐ機能

農業が継続されることで、土砂崩れや雨風による土壌の浸食を防ぐ

川の流れを安定させる機能

田畑に貯留した雨水等は、水路や地下浸透を通じて川に戻り、川の流れを安定させる

地下水をつくる機能

田畑に貯留した雨水等の多くは地下水となり、下流地域の生活用水等に活用される

農村の景観を保全する機能

田畑と農家の家屋、周辺の水辺や里山が一体となって美しい田園風景を形成する

生き物を育てる機能

農業が行われることで豊かな生態系を持つ二次的自然を形成し、生物多様性を保全する

文化を伝承する機能

農業に由来する伝統行事や祭りを、地域において永きにわたり受け継ぐ

癒しや安らぎをもたらす機能

農村環境が人々に安心と安らぎを与え、心と体の機能回復が期待される

暑さを和らげ、大気をきれいにする機能

田畑の作物は蒸発散により熱を吸収し、気温を下げる他、大気汚染ガスを吸収・吸着する

体験学習や教育の機能

動植物や豊かな自然にふれることで、生命の大切さや食料の恵みに感謝する心が育まれる



図4-3 農業・農村の有する多面的機能のイメージ

資料：農林水産省 HP「農業・農村の有する多面的機能」

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、本市はもとより、市民や農業者、農業関係団体など多様な主体が相互に連携しながら、本計画の施策に参画、協力することが望まれます。また本市は、各主体及び国、三重県その他の関係機関と連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、本計画における施策の進捗管理及び、必要に応じた本計画の見直し等については、本市が行います。

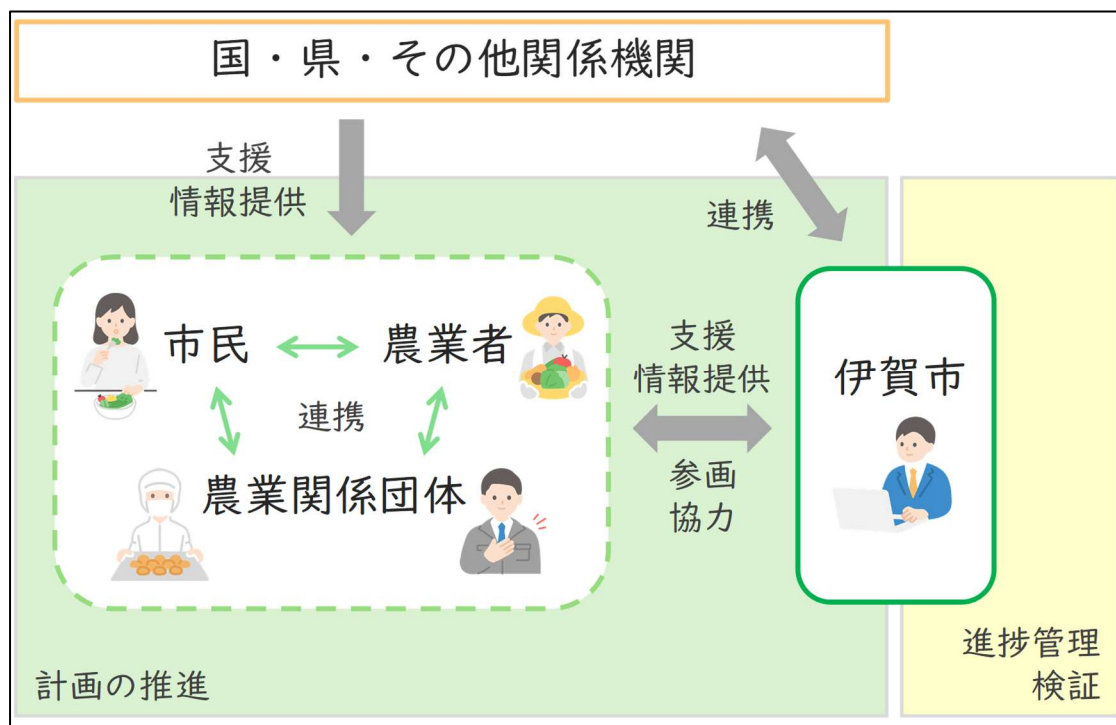


図 6-1 計画の推進体制

資料編

伊賀市夢のある農業振興計画の策定経過

期 日	内 容
令和7年7月	策定方針の制定
7月～8月	オープンハウス型説明会 パネル展 WEBアンケートも併せて実施
8月1日	第1回計画策定委員会 ・委員委嘱、委員長及び副委員長の選任 ・計画策定方針及びスケジュール 等
10月24日	第2回計画策定委員会 ・オープンハウス型説明会等の結果報告 ・アンケート調査の実施方法 等
12月15日 ～令和8年1月16日	農業者アンケート実施
1月14日 ～1月15日	農業者・農業関連団体 ヒアリング 土地改良区、認定農業者3名（肉用牛、 稲作、いちご）
1月16日	第3回計画策定委員会 ・現状調査及び分析の中間報告 ・計画素案の提示及び協議 等
2月12日、17日 19日、20日	農業者・農業関連団体 ヒアリング JA、生活協同組合、認定農業者4名 （アスパラ・しいたけ・きくらげ、 稲作・米加工品、有機野菜、露地野菜）
3月27日	第4回計画策定委員会 ・現状調査及び分析の結果報告 ・計画中間案の提示及び協議 等
4月16日	高校生アンケート実施 ・伊賀白鳳高校生物資源科 ・愛農学園農業高校
5月25日	第5回計画策定委員会 ・高校生アンケートの結果報告 ・計画中間案の提示及び協議 等
7月11日	タウンミーティング
7月24日	第6回計画策定委員会 ・タウンミーティング結果の報告 ・計画中間案の協議
8月31日	第7回計画策定委員会 ・計画中間案の協議 ・パブリックコメントの実施方法 等
10月26日 ～11月24日	パブリックコメント
11月30日	第8回計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画最終案の提示及び協議
12月11日	第9回計画策定委員会 ・計画最終案の協議
12月18日	市長諮問
12月25日	計画策定

伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会設置要綱

伊賀市告示第 191 号

(設置)

第 1 条 伊賀市夢のある農業振興計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条の規定に基づき、伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

（１）計画の策定に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、計画に係る事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）学識経験者

（２）公共的団体等を代表する者

（３）農業団体等を代表する者

（４）商工業団体等を代表する者

（５）個人農業従事者

（６）市民からの公募による者

（７）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、産業農林部農林振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年5月26日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

区 分		氏 名	所属/肩書等	備 考
<u>1号</u>	<u>学識経験者</u>	泉川 道子	愛農学園農業高等学校 校長	
		野中 章久	三重大学大学院 地域イノベーション学研究科 教授	委員長
<u>2号</u>	<u>公共的団体等 を代表する者</u>	行方 典子	三重県伊賀農林事務所長	(～R8.3.31)
		山田 長生	三重県伊賀農林事務所長	(R8.4.1～)
<u>3号</u>	<u>農業団体等を 代表する者</u>	川瀬 成清	伊賀ふるさと農業協同組合 常務理事	
		中林 有美	有限会社中林牧場	
		松森 芳子	農事組合法人百姓工房伊賀の 大地 理事	
		南 知照	伊賀地区青年農業士 会長 合同会社みなみ農園 代表	
		森下 光子	伊賀市農業委員会副会長 (会長職務代理者)	副委員長
		吉田 具示	阿山町土地改良区 理事長	
<u>4号</u>	<u>商工業団体等 を代表する者</u>	中浦 順一郎	一般社団法人 伊賀上野観光 協会 事務局長	
		前川 良文	一般社団法人三重県障がい者 就農促進協議会 株式会社緑生園 農園芸ジョブトレーナー 農福連携コーディネーター	
		桃木 弘美	生活協同組合コープみえ 執行役員	
<u>5号</u>	<u>個人農業従事者</u>	中井 奈緒美	瑞雲ファーム 代表	
		松裏 充彦	青果卸 株式会社マツウラ 代表	
		村山 邦彦	株式会社へんこ 代表 株式会社ベジタブルファーム 代表取締役	
<u>6号</u>	<u>市民からの 公募による者</u>	唐澤 寿江	からさわ農園 園主	
		福地 和幸	伊賀の國 味来農園 代表	

用語集

あ行

<u>空き家バンク</u>	<u>地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。</u>
<u>IGAGREEN</u>	<u>伊賀地域（伊賀市・名張市）で生産された農産物について、栽培方法や環境へ配慮した取り組みを消費者に見える形で発信するための農産物ブランド。</u>
<u>いがスマイル給食</u>	<u>地産地消・食育を推進するため、小中学校で月１～２回の頻度で実施されている、市内産食材を利用した給食。</u>
<u>伊賀米振興協議会</u>	<u>伊賀米の独自基準の設定や栽培推進委員の選定等を通じて、伊賀米の生産、販売の振興を図ることを目的に設立された組織。</u>
<u>IGAMONO</u>	<u>伊賀の風土や暮らし、技術が結集した優良な商品と、その栽培や製造加工、モノ作りに専心する人々を含めた伊賀市の認証ブランド。</u>
<u>営農組合</u>	<u>生産の効率化や品質の向上、販売促進等を目的に、農家らが共同で営農活動を行うために組織される団体。</u>
<u>エシカル消費</u>	<u>地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。</u>
<u>縁故米</u>	<u>農家が収穫した米を、親戚・知人等は無償又は安価で提供する形態の流通。</u>
<u>オーガニックビレッジ宣言</u>	<u>市町村が「有機農業実施計画」を策定し、地域ぐるみで有機農業の生産・流通・消費を進めることを宣言するもの。</u>

か行

<u>家族経営協定</u>	<u>農業経営に携わる家族全員での十分な話し合いのもと、経営方針や明確な役割分担、働きやすい就業条件などについて取り決めるもの。</u>
<u>観光農園</u>	<u>農業経営体が観光客に対し、自ら生産した農産物の収穫体験や農作業の体験、又はほ場の鑑賞を提供する農園。</u>
<u>慣行農業</u>	<u>化学肥料や農薬を使用する、一般的に広く行われている通常の農業。</u>
<u>環境保全型農業</u>	<u>農業の自然循環機能を活かし、化学肥料・農薬の使用による環境負荷を軽減しながら行う持続的な農業。</u>

か行

<u>基幹的農業従事者</u>	<u>15 歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者。</u>
<u>帰農</u>	<u>離村して農業をやめていた者が農業に戻ること。又は、都会での生活をやめて地方に行き、農業を始めること。</u>
<u>牛トレーサビリティシステム</u>	<u>牛を個体識別番号で一元管理し、出生から流通・消費まで追跡できるようにする制度。</u>
<u>共食</u>	<u>複数の人が同じ場所で一緒に食事をとること。</u>
<u>経営継承</u>	<u>農地や機械・設備等の有形資産とともに、技術・ノウハウ・人脈等の無形資産を次の世代に引き継ぐこと。</u>
<u>経営耕地</u>	<u>農業経営体が経営している耕地で、自ら所有して耕作する「自作地」と、他者から借りて耕作する「借入耕地」の合計で構成されている。</u>
<u>畦畔</u>	<u>農地と農地、あるいは農地と畑、水路などを区切るために設けられた土の帯のこと。</u>
<u>耕種農家</u>	<u>土地を耕し、作物を栽培して収穫する農業のこと。</u>
<u>耕作放棄地</u>	<u>以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付けず、この数年の間に再び作付する意思のない土地。</u>
<u>耕畜連携</u>	<u>農作物を栽培する耕種農家と家畜を飼育する畜産農家が互いに資源を提供し合い、持続可能な農業を実現する仕組み。</u>
<u>高付加価値化</u>	<u>商品やサービスにおいて顧客が感じる価値や魅力を高めること。</u>
<u>国営青蓮寺地区 総合農地開発事業</u>	<u>三重県名張市・伊賀市にまたがる青蓮寺地区で、農地造成・畑地かんがい・水田区画整理・用水路整備などを行った国営農地開発事業。</u>

さ行

<u>CSR 活動</u>	<u>企業が社会や環境に対して責任を持ち、持続可能な社会の実現に向けて取り組む活動。</u>
<u>自給的農家</u>	<u>経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家。</u>
<u>資源循環型農業</u>	<u>化学肥料や農薬の使用を抑えつつ、使用する資源を循環させて自然環境への負荷を軽減する農業。</u>
<u>自動操舵技術</u>	<u>GNSS（GPS）を利用して農業機械の操縦を自動化し、作業効率を向上させる技術。</u>

さ行

<u>市民農園</u>	<u>サラリーマン家庭や都市住民が、レクリエーションや生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。</u>
<u>飼養衛生管理基準</u>	<u>家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者が遵守すべき基準を定めたもの。</u>
<u>週末農業</u>	<u>平日は仕事や家事をしながら、土日や休日に農業に従事する働き方。</u>
<u>集落営農</u>	<u>集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。</u>
<u>集落機能</u>	<u>地域住民同士が相互に扶助しあいながら、生活の維持・向上を図る生活扶助機能、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能、農林地や地域固有の資源、文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能の総称。</u>
<u>受益（受益地）</u>	<u>土地改良区の水路や施設を利用して、農業上の利益を受ける農地。</u>
<u>食育</u>	<u>食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて身体や心の健康を育むこと。</u>
<u>食品ロス（フードロス）</u>	<u>本来食べられるのに捨てられてしまう食品。</u>
<u>食料安全保障</u>	<u>良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入る状態。</u>
<u>食料システム</u>	<u>食料の生産から加工・流通・消費に至るまでの一連の活動やネットワークを指す。</u>
<u>新規就農者</u>	<u>新たに農業に従事、もしくは農業法人等に雇用された者で、年間農業従事日数が150日以上（見込みの者も含む）の者。</u>
<u>ストックマネジメント</u>	<u>施設の機能低下の進行具合や適切な対策時期を見極め、効率的に保全・長寿命化を進めることで、施設の有効活用やライフサイクルコストの削減を図る取組。</u>
<u>スマート農業</u>	<u>ICTやロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を実現する新たな農業。</u>
<u>生体取引</u>	<u>肉用家畜を生きた状態で取引すること。</u>
<u>生物多様性</u>	<u>個性豊かな生きものたちが、様々な環境の中で互いの個性を活かしながらかつながらつながりあっている状態。</u>

た行

<u>多面的機能</u>	<u>国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農山漁村で行われる農林水産業の営みによって生じる様々な機能のこと。</u>
<u>多面的機能支払交付金</u>	<u>農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に行われる財政的支援。</u>
<u>WCS（ホールクロップサイレージ）</u>	<u>稲の米粒が完熟する前に、稲と茎葉を同時に刈り取り、サイレージ化（乳酸発酵して保存性を高めた）した粗飼料。</u>
<u>地域計画</u>	<u>地域での話し合いを踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関して定める計画。</u>
<u>地産地消</u>	<u>「地域生産 地域消費」の略語で、地域で取れた生産物を地域で消費すること。</u>
<u>畜産経営環境整備事業</u>	<u>家畜を育てる農業（畜産）によって生じる環境問題を防ぎながら、効率よく安定した経営ができるように、施設や基盤を整備する事業。</u>
<u>中山間地域等直接支払制度</u>	<u>急傾斜農用地などが多く、農業生産条件が不利な中山間地域の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、中山間地域等で農業生産活動等を営む農業者などに対して平地地域との生産コスト差を「交付金」という形で支払う制度。</u>
<u>土地持ち非農家</u>	<u>農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯のこと。</u>
<u>土地改良区</u>	<u>地域の農業者等により設立される団体で、農業用施設（水路、農道）などの整備（新設・更新）、農地の区画整理などの土地改良事業を実施するほか、造成した土地改良施設の維持管理などを行う。</u>
<u>土地改良施設</u>	<u>農業のための用水施設や排水施設、道路、その他農業をするにあたり有益な施設、農村での生活を快適にする施設の<u>こと</u>。</u>

な行

<u>認定農業者</u>	<u>農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した農業経営を目指す農業経営改善計画を作成し、これを市町から認定を受けた農業者。</u>
<u>農業委員会</u>	<u>市町村に設置されており、農地法に基づく売買・貸借の許可、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会のこと。</u>
<u>農業水利施設</u>	<u>農業用水の安定供給を図るために整備される農業用ダム、堰、用水路などの施設のこと。</u>
<u>農作業受委託</u>	<u>委託者（農地所有者等）が、耕起や代かき等の農作業を受託者（耕作者）へ委託する形態。</u>
<u>農場 HACCP</u>	<u>農場の飼養衛生管理に HACCP（危害要因分析必須管理点）の考え方を取り入れ、生産される畜産物の安全性の確保及び生産性の向上を図り、適切な飼養衛生管理に取り組むこと。</u>
<u>農地集積</u>	<u>農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。</u>
<u>農地集約</u>	<u>農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消し、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。</u>
<u>農地中間管理機構</u>	<u>地域計画に基づき、所有者不明のうちや遊休農地も含め所有者等から借受け、担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化を進める法人。</u>
<u>農地転用</u>	<u>農地を農地以外の土地にすること。</u>
<u>農福連携</u>	<u>農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。</u>

は行

<u>繁殖肥育一貫経営</u>	<u>子牛を生産して販売する繁殖経営と、子牛を購入し育てて肥育牛として出荷する肥育経営を一緒に行う経営のこと。</u>
<u>販売農家</u>	<u>経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。</u>
<u>汎用農地</u>	<u>稲作にも畑作にも利用できる条件を兼ね備えた農地。</u>
<u>複合環境制御システム</u>	<u>施設園芸でハウス内環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、灌漑水の EC 値など）を制御するシステム。</u>
<u>フードテック</u>	<u>生産から加工、流通、消費等へつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルのこと。</u>
<u>捕獲圧力</u>	<u>狩猟および許可捕獲（有害鳥獣捕獲や個体数調整等）による野生鳥獣に対して与える影響。</u>
<u>ほ場整備</u>	<u>農地区画の規模や形状の変更、農道、用排水路、用水のパイプライン化などの農業生産基盤の整備を総合的に行うこと。</u>

ま行

<u>目標地図</u>	<u>地域計画の添付図として、将来の農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図のこと。</u>
-------------	--

や行

<u>有機 JAS 認証</u>	<u>JAS 法に基づく有機食品の認証制度。認証を受けた農産物などは、有機・オーガニック農産物と表示することができる。</u>
------------------	---

ら行

<u>6 次産業化</u>	<u>農山漁村の活性化のため、農林水産業など第 1 次産業とこれに関連する、加工や販売等の第 2 次、第 3 次産業に係る融合等による地域ビジネスの展開や新たな業態の創出を行う取組。</u>
---------------	---